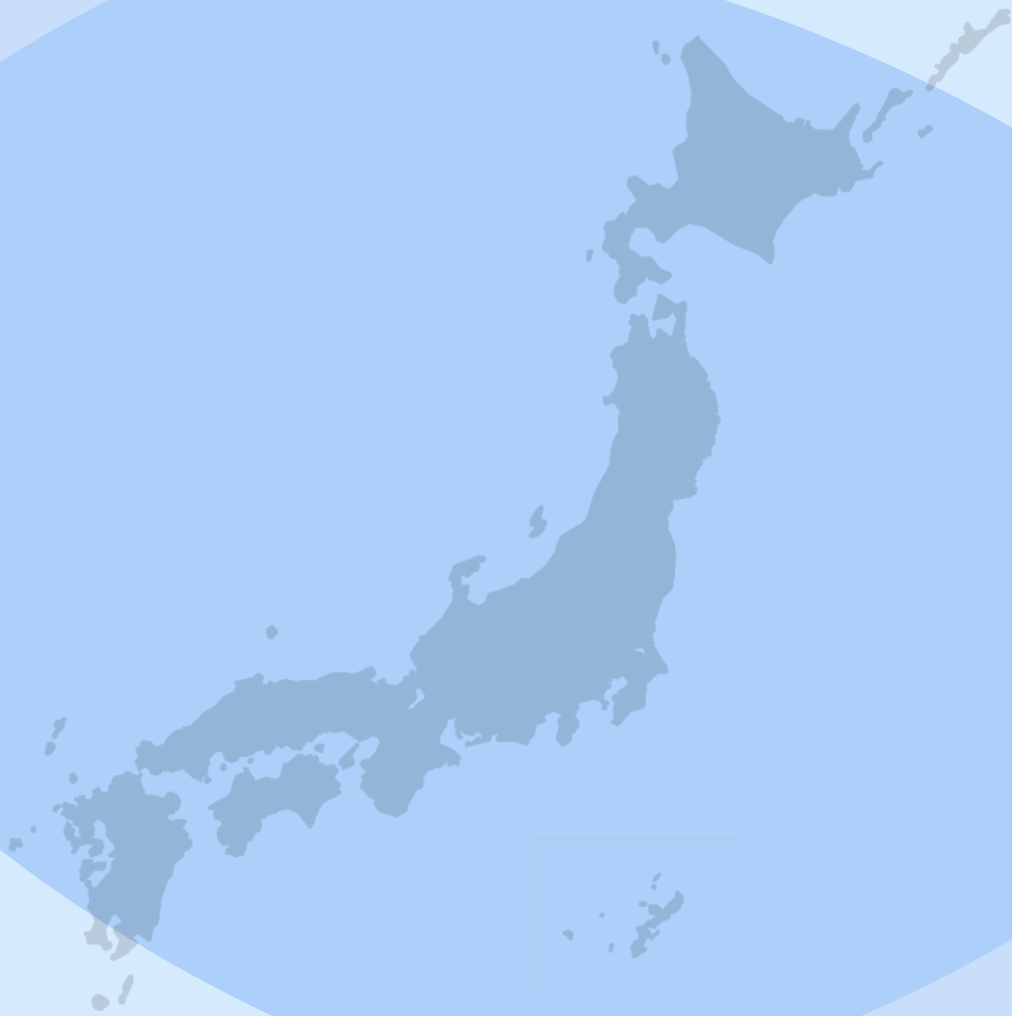


JAUW 全国セミナー 2025

ウェルビーイングと環境

～くらしの視点から～



一般社団法人 大学女性協会
Japanese Association of University Women



特別講演：萩原なつ子氏



基調講演：一原雅子



総合司会：秋光実行委員長
趣旨説明：鈴木企画委員長



開会挨拶：長谷川会長



課題報告：札幌支部 瀧元智恵



ディスカッション：Aグループ



ディスカッション：Bグループ



ディスカッション：Dグループ

2025年度 一般社団法人 大学女性協会 全国セミナー

ウェルビーイングと環境 ～くらしの視点から～

地球温暖化・気候変動により、今私たちのくらしは様々な面で深刻な影響を受けています。この世界共通の課題に関して、「未来世代を見据えた法律や制度」および「エコフェミニズムの視点」から環境を捉える考え方について、二つの講演を通して学び、さらに全国各地の支部からの身近なくらしの具体的な事例報告を受け、参加者一人一人がこの気候変動危機にどう対応すべきか行動指針を得る機会としたいと思います。

10月18日(土)13:00-17:00
19日(日) 9:20-12:00

会場：エッサム神田ホール1号館 3階
大会議室301号(千代田区神田鍛冶町)
定員：会場-80名 ZOOM-80名
参加費：1000円 学生無料

10/18

基調講演 一原雅子 京都支部
京都大学特定助教

気候変動訴訟と将来世代法
～未来くみんなの幸せを守るには?～

講演内容

世界で急増する気候変動訴訟。その原因には、従来の制度や政治が将来世代に十分に配慮してこなかった点があるとされます。本講演では気候変動訴訟の現状と、将来世代法に関連する制度を紹介し、私たちにできることを皆様と考えたいと思います。

プロフィール

京都大学大学院地球環境学堂修了
博士(地球環境学)
法学研究科法政策共同研究センター
環境と法ユニット特定助教

10/19

特別講演 萩原なつ子
国立女性教育会館理事長

エコフェミニズム
～環境をジェンダー視点から捉える～

講演内容

エコフェミニズムという言葉が誕生してから半世紀がたちます。エコフェミニズムが目指す社会は「平和で人類と地球のよりよい関係」です。ジェンダー平等の実現と女性・少女のエンパワメントはSDGsを達成するための前提条件となっています。皆さんと一緒に、持続可能で公平な開発における女性の役割について考えてみたいと思います。

プロフィール

お茶の水女子大学大学院修士課程修了
博士(学術)
現職の他、立教大学名誉教授、中央教育審議会委員等を務めている



2025年度 一般社団法人 大学女性協会 全国セミナー

ウェルビーイングと環境

日時：2025年10月18日(土) 13:00~17:00 19日(日) 9:20~12:00

会場：エッサム神田ホール1号館3階・大会議室301号

〒101-0047 東京都千代田区神田鍛冶町3-2-2

主催：一般社団法人 大学女性協会

(一社) 大学女性協会 全国セミナー 開催趣旨

昨年度の公開シンポジウムで、地球温暖化・気候変動のメカニズムと諸現象、および対応策について取り上げ、将来の危険性について理解を共有できました。しかし、その危険な将来がこれほど早く現実となることまでは正直予想していませんでした。その進行具合は、一つ段階を超えたようです。一方、昨年のシンポジウムの結びに「皆が知恵を出し合う場があれば、共によりよい環境・社会を作っていく力が生まれ、それがウェルビーイングを追及できる原動力となろう」ことを共有させていただきました。今年度は、そのウェルビーイングを探求する姿勢と習慣を身に着ける実践訓練の場としなければなりません。ウェルビーイングの最初の定義を自分たちで環境に合わせて作っていくかどうか、その状態こそがウェルビーイングの要です。

プログラム

1日目

13:00 開会 総合司会 秋光 正子
会長挨拶 長谷川 瑞穂

13:10 基調講演 「気候変動訴訟と未来世代法

～市民主導による well-being の実現～」

一原 雅子 (京都大学特定助教・京都支部)



<プロフィール>

京都大学大学院地球環境学堂修了博士 (地球環境学)
法学研究科法政策共同研究センター
環境と法ユニット特定助教

<講演概要>

世界で急増する気候変動訴訟。その原因には、従来の制度や政治が将来世代に十分に配慮してこなかった点があるとされます。本講演では気候変動訴訟の現状と、将来世代法や関連する制度を紹介し、私たちにできることを皆様と考えたく思います。

- 14:10 休憩
- 14:20 支部による課題報告 趣旨説明 鈴木 千鶴子
- 14:25 課題 自然災害
「気候変動が変えた災害リスク
～岡山からの報告～」 木口 京子（岡山支部）
- 14:40 課題 生物多様性への影響
「種の絶滅危機は何を意味するか？」 長谷 和子（仙台支部）
- 15:05 課題 食料問題
「コメ 産地からの視点で調べたこと」 大淵 智絵（新潟支部）
「北海道水産業の課題」 瀧元 智恵（札幌支部）
- 15:45 休憩
- 16:00 課題 再生可能エネルギー
「てんぷら油で飛行機を飛ばそう！」 遠藤 理枝（東京支部）
「課題を克服して明るい未来を」 梅田 和子（長崎支部）
- 16:50 閉会

2日目

- 9:20 開会 総合司会 秋光 正子
- 9:25 特別講演



「エコフェミニズム～環境をジェンダー視点から捉える～」
萩原 なつ子（国立女性教育会館理事長）

<プロフィール>

お茶の水女子大学大学院修士課程修了博士（学術）
立教大学名誉教授、中央教育審議会委員等

<講演概要>

エコフェミニズムが目指す社会は「平和で人類と地球のよりよい関係」です。ジェンダー平等の実現と女性・少女のエンパワメントはSDGsを達成するための前提条件となっています。皆さんと一緒に、持続可能で公平な開発における女性の役割について考えてみたいと思います。

- 10:25 休憩
- 10:40 グループディスカッション
- 11:50 閉会

目 次

| | |
|--|--------------|
| ごあいさつ | 5 |
| 基調講演「気候変動訴訟と未来世代法～市民主導による well-being の実現～」 | 6 |
| 一原 雅子 (京都大学特定助教・京都支部) | |
| 基調講演 Q&A | 14 |
| 特別講演「エコフェミニズム～環境をジェンダー視点から捉える～」 | 16 |
| 萩原 なつ子 (国立女性教育会館理事長) | |
| 特別講演 Q&A | 22 |
| 課題報告 | |
| 【自然災害】 | 24 |
| 「気候変動が変えた災害リスク～岡山からの報告～」木口 京子 (岡山支部) | |
| 【生物多様性への影響】 | 26 |
| 「種の絶滅危機は何を意味するか？」 | 長谷 和子 (仙台支部) |
| 【食料問題】 | 28 |
| 「コメ 産地からの視点で調べたこと」 | 大淵 智絵 (新潟支部) |
| 「北海道水産業の課題」 | 瀧元 智恵 (札幌支部) |
| 【再生可能エネルギー】 | 35 |
| 「てんぷら油で飛行機を飛ばそう！」 | 遠藤 理枝 (東京支部) |
| 「課題を克服して明るい未来を」 | 梅田 和子 (長崎支部) |
| ディスカッション | |
| グループ A 気候変動訴訟と未来世代法 | 43 |
| グループ B 気候変動が変えた災害リスク | 44 |
| グループ C 北海道の水産業の課題から | 45 |
| グループ D 再生可能エネルギー | 46 |
| グループ zoom 1 温暖化による生き物への影響 | 47 |
| グループ zoom 2 食料問題 コメの課題を中心に | 48 |
| ディスカッションまとめ | 49 |
| 事後アンケート報告 | 51 |
| 全国セミナーを終えて 提言 | 57 |

ごあいさつ

一般社団法人 大学女性協会会長 長谷川瑞穂

(一社) 大学女性協会は10月18日(土)19日(日)に、エッサム神田ホールにおいて2025年度全国セミナーを開催いたしました。対面あるいはオンラインでご参加頂いた皆様にお礼申し上げます。2025年度は引き続き「ウェルビーイングと環境」というテーマで行いましたが、昨年度の公開シンポジウムで得た知識などを基により身近に考え、行動できることを目指しました。地球温暖化に関しては、サンゴの死滅他生態系への打撃が指摘されておりますが、2025年の夏の過去最高の猛暑や熊の出没も地球温暖化の影響だと考えられています。

今年度の全国セミナーの特色は次の2点にあります。

- (1) 大学女性協会が重んじている人権、ジェンダーなどの視点から「ウェルビーイングと環境」について二人の講師にご講演いただきました。基調講演者の一原雅子氏(会員)はまず、気候変動訴訟はウェルビーイングを希求するものであることを述べ、ウエールズ法を紹介されました。ウエールズ法はアングロサクソン系が主流であるイギリスの少数派、ケルト系ウエールズの多い地域において市民主導で未来世代のウェルビーイングを組み込み制定された法律です。

特別講演者の萩原なつ子氏は、まず、健康やウェルビーイングを基本原理としたスワローのエコロジーの概念を述べられました。続いて、エコロジーとジェンダー平等を融合したデュボヌのエコフェミニズムを紹介されました。そして地球環境破壊や性差別の問題の解決にはジェンダー平等などの社会公正が必要であると講演されました。

一原講師、萩原講師の講演を聞き、ウェルビーイングと環境問題がぴったり結びついた感がありました。

- (2) 大学女性協会の強みの一つは22支部からなる国内ネットワークです。コロナ以来、支部からのセミナー、シンポジウム参加者が減少しておりましたので、課題を支部の皆様と是非一緒に考えていきたいと考えておりました。今回は幸い、22支部のうち6支部から課題報告をしていただきました。食料問題に関しては、新潟支部から「コメ問題」、札幌支部からは「水産業」に関して報告していただきました。生態系の変化に関しては、仙台支部から「種の絶滅」に関して報告していただきました。災害リスクに関しては、岡山支部から「気候変動が変えた災害リスク」に関して、エネルギー問題に関しては、東京支部からは「天ぷら油で飛行機を飛ばそう」を、長崎支部から再生エネルギーの課題に関して報告していただきました。いずれも身近な問題に関する綿密な調査研究に基づき発表していただきました。6支部の課題に関する19日のディスカッションでは、いずれも難題であるが少しずつ取り組んでいくことなどが話し合われました。支部の皆様とご一緒にテーマについて考察できたことは大変嬉しいことでした。

全国セミナーに関するアンケートでは、大変中身の濃い、有益なセミナーであったという声を多数いただきました。ここに改めて登壇者の皆様、ご参加の皆様、鈴木委員長はじめ企画委員の皆様にお礼申し上げます。本日2025年度全国セミナー報告書をお届けいたしますが、皆様が「ウェルビーイングと環境」について考える参考となれば幸いです。

気候変動訴訟と未来世代法 ～市民主導による well-being の実現～

京都大学特定助教 一原 雅子 (京都支部)

1 はじめに

現代社会が直面する最大の課題の一つである気候変動。本稿執筆時である 2025 年 11 月現在も、ブラジルのベレンで気候変動枠組条約締約国会議 (COP30) が開催されています。気候危機の深刻性、対策の緊急性が明白であるにもかかわらず、地域レベル、国家レベル、国際レベルのすべてにおいて、対策は必ずしも望ましい進捗をみせていません。

本稿では今、このような現実を前に、日本を含む世界各国で増え続ける気候変動訴訟と、世界で初めて将来世代の well-being の実現に向けた対策の実施を公的機関に法的に義務付けた Wales 国の法律について紹介します。そのうえで、一見異なる次元にあるこの 2 つの動きについて、その共通点や関係性を整理し、将来世代を含むすべての人々の幸せを守るために、私たちにできることを考えてみたいと思います。

2 気候変動訴訟の概要

気候変動訴訟とは①裁判所等の司法機関に持ち込まれた事件で②気候科学・気候法や政策が主要な争点に含まれるものを指すとされています (UNEP 2025)。2000 年初頭から次第に増え始め、本稿執筆時現在、3,000 以上の事件が世界全体で確認されています。図 1 は事件数の推移を示したグラフですが、よくみ

ると数が急増しているポイントがいくつかあります。それは、気候科学の発展と国際的な気候変動法のタイミングに合致しています。裁判とは事実を認定して法律を適用するもので、新しい科学的知見が明らかにされること、新たな気候変動条約発効することで、裁判を進めるための素材が揃い、件数も増えるのです。

2 気候変動訴訟とは：概要

【定義】①裁判所等の司法機関に持ち込まれた事件で、②気候科学・気候法や政策が本案の争点に含まれるもの (UNEP2023)

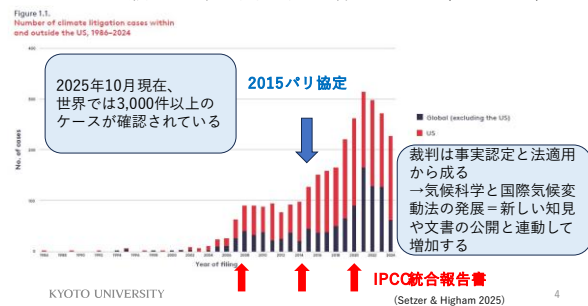


図 1 気候変動訴訟の件数推移

他方、地理的な分布を見ると、当初は訴訟利用率の高いアメリカやヨーロッパが中心でしたが、近年では世界各地で確認されています (図 2 参照)。ただし、欧米圏以外では先に述べた①②を満たさない紛争の中で実質的に気候変動問題が争点になっているようなものもあるため、実際には非欧米圏の件数が実態よりも少なく表されている可能性があります (Setzer & Higham 2025)。

気候変動訴訟には、一般的な裁判には稀有な2つの特徴があります。1つは時間的な方向性

気候変動訴訟とは：概要

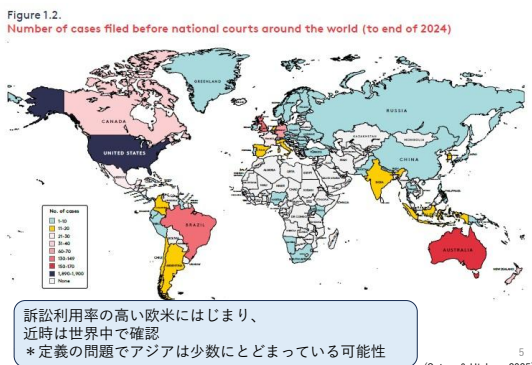


図2 気候変動訴訟の地理的分布

です。通常の裁判では、過去に起きた事件や損害について法的な整理が行われ、賠償や責任が確定します。当事者が見る時間的な方向は過去に向いているのです。これに対して気候変動訴訟は、これから訪れる危機を回避し、未来の気候状態の確保を求める裁判です。ここから、気候変動訴訟は「前向き訴訟」という表現が用いられることがあります。もう1つは若者や未来世代が原告になることが多い点です。日本でも2024年に、若者16名が原告となって気候変動訴訟を提起しました。これは日本の公害訴訟や環境訴訟がほぼ高齢者を含む成人によって提起されてきたことを考えると、画期的なことです。本年7月には国際司法裁判所（ICJ）が、国連総会からの決議に応じて、国が気候変動に関して負う責任について勧告的意見というかたちで法的な見解を示しました。その発端もまた、バナアツの学生運動にありました。気候変動による海面上昇で国土の危機にある島国の学生たちの運動が、やがて国家を動かし、国連総会決議を経て、世界の最高司法機関である

ICJ を動かすに至ったのです。

3 日本における気候変動訴訟の現状と課題

日本では本稿執筆時までには5件の気候変動訴訟が提起されました。いずれも市民が原告となり、石炭火力発電所の建設や操業の差止めや、温室効果ガス排出削減を求めています（図3参照）。既に4件は裁判が終了しており、裁判所はいずれも原告の請求を退けています。

気候変動訴訟とは：日本の状況

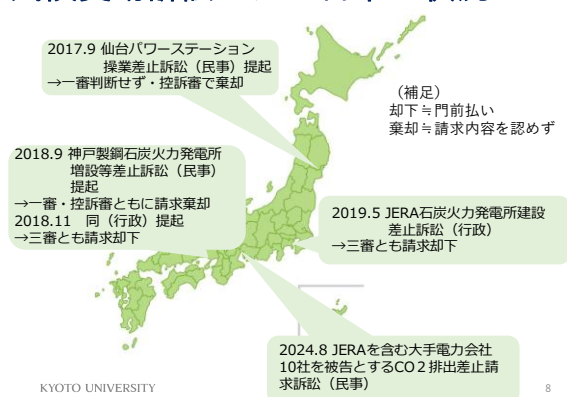


図3 日本の気候変動訴訟

海外では裁判所が気候変動政策を積極的に推し進める方向性を持つ判決を出す例も次第に増えている中で、なぜ日本の裁判所は動かないのでしょうか。そこには法制度や法解釈における諸外国との違いが影響しています。

第1に、裁判を提起する資格（原告適格といいますが）が日本では原則として具体的な権利・法的利益の侵害を被ったと主張する個人にだけ認められている点があります。海外では環境保護団体に原告適格が認められている国が複数あり、そういった国では気候訴訟が画期的な判決を勝ち取る例がみられます。気候変動の影響のように、その地域全員に関わる「集団的権利 (collective rights)」を守る上では、団体が裁判の原告となって長期の

裁判を戦うことが有効なのです。

第2に、環境権が保障されているか否かも影響します。憲法に環境権が明記されている国では、原告が気候変動の悪影響を受けない権利を環境権の一内容として裁判上主張しやすいといえます。しかし、日本国憲法には環境権の規定がありません。過去の裁判例や学説では他の憲法上の権利から解釈上環境権が導かれるとする主張や立場がありますが、裁判所はこれを今まで認めていません。

第3に、司法審査の在り方の違いが挙げられます。諸外国の中には、憲法裁判所や環境専門の裁判所を持ち、環境に関する政策や法律の当否を裁判所が直接・抽象的に審査できる制度を持つ国があります。これに対して日本は、具体的な個人の権利・利益の侵害が発生している事件でなければ裁判所が動かない「付随的違憲審査制」をとっており、政策そのものを争うことは原則としてできません。

第4に、気候変動問題の捉え方の違いが挙げられます。海外では近年気候変動問題を人権問題と捉える認識が一般的になっており、国には適切な気候変動対策を講じる義務があるという前提で議論が進みます。他方、日本では気候変動問題は政策の問題であると捉えられるため、行政庁の広範な裁量の範囲内で策定されるべきと考えられます。そして、三権分立の観点から行政の領域には司法が介入を避けようとしています。

このように、日本の司法制度は過去の個別の権利侵害を救済することには長けていても、気候変動のような未来の、集団的な、不確実性を伴う問題に対処するには設計されていないのが現状であるといえます。

4 未来世代法とは

市民によるボトムアップの動きとしての気候訴訟とは別に、未来世代の well-being を確保しようとする動きがあります。立法・行政側からのアプローチとして世界初の試みを行った、英国ウェールズの「未来世代法 (Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015)」です。この法律の特徴は、国民対話を通じて自国の文脈に合った well-being 目標を設定し、その達成に向けた実践と進捗の管理を公的機関に法的に義務付けている点です。国連の SDGs (持続可能な開発目標) の策定と並行して起草が進められ、2015年4月に制定されました。その内容はSDGsをより包括的かつ地域に根差した形でカバーしています(図4)。

3 未来世代法とは : Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015

- 自国の文脈に合ったwell-being目標(≒SDGs)を国民対話を通じて設定し、その達成を公的機関に法的に義務付けた世界初の法律(以下Wales法)
- 持続可能な開発のための2030年アジェンダ(10/21採択)に先駆け制定(4/25) 互いに影響(→2024年9月の未来サミットでも本法を参照)



図4 未来世代法とSDGの関係

ウェールズでこのような法律が生まれた契機は、同国が1997年に英国連合の下で一定の自治権を獲得したことでした。このことで「他とは違う考え方をする許可 (permission to think differently)」を得たウェールズは、「長期的視点から独自の施策に踏み出す素地を確保します。それまでのウェールズは、英国の中でも地理的に天候に恵まれない位置にあり、炭鉱産業が盛んでありながらUK中央

政府の搾取と悪条件の押し付け（産廃処理上の設置等）を強いられ、貧困で健康上の問題を抱える国民を多く抱えていました。英国は産業革命の発祥の地であり、経済発展がもたらす格差や環境汚染といった負の側面も世界に先駆けて体験していたのです。そのような中でウェールズは、中央政府が策定・改定する持続可能な成長計画における考え方を発展させ、2014年には国家の長期ビジョンを策定するために「The Wales We Want（私たちが望むウェールズ）」と題した国民対話を実施しました。ここで、参加した多様なバックグラウンドを持つ市民は、自分たちが将来どのような社会に住みたいかについて徹底的に議論しました。このボトムアップの声が、国の立法担当者により整備され、法律の中核となる7つの目標に結実したのです（図5）。

（参考）国民対話のアウトプット

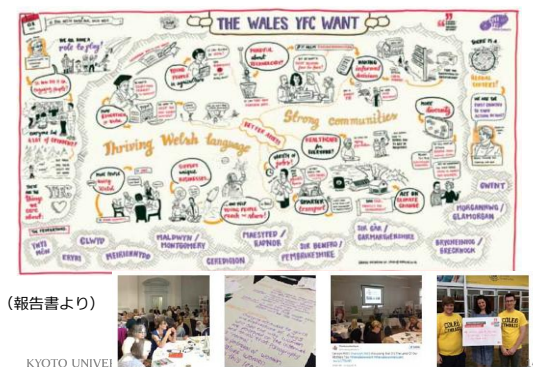


図5 国民対話のアウトプットと状況

未来世代法の中核を成すのは、以下の「7つの well-being 目標」です（中村 2019, 117 頁）。

① 繁栄するウェールズ：革新的、生産的、低炭素の社会であって、地球の資源には限界があることを認識し、気候変動に対処することを含め資源を効率的かつ必要に応じた量のみ使う社会。

- ② 強靱なウェールズ：社会的、経済的、生態的強靱さと変化（たとえば気候変動）への順応力を支える、健全な生態系の営みをもつ、生物多様な自然環境を維持し強化するウェールズ民。
- ③ より健康なウェールズ：人々の心身の幸福が最大化され、将来の健康によい選択と態度が理解される社会。
- ④ より平等なウェールズ：人々が、その生い立ちや境遇（社会経済的背景や境遇を含む）が何であれ、自分の持てる力を発揮できる社会。
- ⑤ 結束したコミュニティのウェールズ：魅力的で、存続し、安全で、よく結びついた諸コミュニティ。
- ⑥ 文化が躍動しウェールズ語が栄えるウェールズ：文化、遺産、ウェールズ語を推進し保護する社会であって、人々が芸術、スポーツ、娯楽に参加することを奨励する社会。
- ⑦ グローバルにも責任をもつウェールズ：ウェールズの、経済、社会、環境、文化の幸福の向上をするとき、そのことが世界全体の人々の幸福にプラスに貢献するかどうかを考慮するウェールズ民。

以上の目標は互いに独立しているのではなく、全ての公的機関がこれら全てに対して行動することが義務付けられています。また、目標達成にあたり、公的機関は以下の5点を行動指針として考慮することが義務付けられている。

- 1. 長期的視点：短期的ニーズと長期的ニーズのバランス。
- 2. 統合：各目標間の相互影響の考慮
- 3. 関与：多様な人々の巻き込み。

4. 協力：他機関との連携。

5. 予防：問題の発生や悪化を未然に防ぐ。

この法律の実効性を担保する重要な機関が、将来世代コミッショナー (Future Generations Commissioner for Wales) です。まだ生まれていない人々の代弁者として、政府から独立した立場で政策を監視・提言する権限を持ちます。将来世代コミッショナーは政府にとっての「批判的な友人 (Critical Friend)」として、政府と適切な距離を保ちつつ、時には厳しい提言を行います。象徴的な事例として、2019年の「M4バイパス計画」の中止が有名です。これは渋滞緩和のために高速道路を建設する計画でした。コミッショナーは将来の人口動向、自動車利用者数の予測、バイパス延伸事業がもたらす森林破壊や排気ガスによる大気汚染等の環境負荷等にかんする綿密な調査研究に基づき、将来世代の最善の利益にかなわないとして、その中止を提言しました。国会はこれを容れ、計画の廃止が実現したのです。

5 未来世代法が生んだ成果と直面する課題

本年は未来世代法制定10周年にあたり、ウェールズ国内では具体的な成果が複数確認されています。例として、子どもに対する体罰を完全禁止する法律の制定 (2021年)、児童養護施設で育った青年のみを対象としたユニバーサル・ベーシックインカム給付の試行 (2022年)、生活道路の速度制限 (20mph) (2023年) 等があります。コミッショナーの事務所で働く筆者の友人によれば、生活道路の速度制限導入時には反対の声が根強かったそうですが、施行2年が過ぎた現在、多くのウェールズ国民がこの制限を肯定的に評価しているそうです。

これらの例はいずれも、短期的な経済効率や利便性だけを優先しては実現し得なかったものです。これは、将来世代のエンパワーメントや、地域の交通安全と環境負荷軽減というより根源的で長期的な公益のために、目先の利益の部分的な制約を国民に強いるものであるといっても過言ではありません。実際、元教育大臣であり、この法律の立役者の一人であるジェーン・デイヴィッドソン氏は、「独自の考え方を合法化する将来世代法があつてこそ達成できた」と語っています。

2023年からは、第2代コミッショナーであるデレク・ウォーカー氏のもと、新戦略「Cymru Can (ウェールズ民はできる)」が始動しました。ここでは、施行後7年にわたる未来世代法施行の状況をレビューし、成果と課題を整理したうえで、「社会」「経済」「文化」「環境」の4分野に「実施」を加えた5つの領域で、2030年に向けた更なる変革が目指されています。つまり、「実施」は十分な進捗をみせていないのです。背景には、英国中央政府がウェールズ国への予算配分に対する決定権を持つ現状や、限られた予算を分野間で配分する際に、より生活に必要な経済課題への配分が優先されがちで、文化への配分が減ってしまう等の現実があることが、同新計画で指摘されています。

6 気候変動訴訟と未来世代法：両者の関係性

ここまで「訴訟 (司法)」と「法律 (立法)」という2つのアプローチを見てきました。ここからは、両者の関係を見ていきます。

本来、民主主義国家では、選挙で選ばれた議員が法律を作り (立法)、政府がそれを実施し (行政)、裁判所が法の支配を守る (司法)

という三権分立が機能しているはずですが。しかし、気候変動問題に対する本質的な対策は、ウェールズの未来世代法が生み出した成果同様、現在世代に目先の利益の制約を甘受して長期的な公益を優先することを求める側面があります。さて、現状、国会議員は任期を持ち、その任期中に選挙区の多数の選挙民の利益を反映することで、次期の選出を確保しようとする傾向を持ちます。このため、どうしても次世代の利益ではなく選挙民の利益や多数派の意見が優先され、将来世代や、政治過程に声を届けにくい貧困層等の利益は後回しにされがちです。結果として、気候変動対策の面で、立法府は望ましい機能を発揮しないという状況が世界各地で見られます。

ここで重要になるのが司法の役割です。司法は「人権の砦」「理性の府」として、多数決の原則では救えない少数派の利益を救済する使命を持ちます。市民が訴訟を通じて声を上げることで、判決を通じて、停滞している立法や行政を突き動かすことができるのです（図6）。

4 両者の関係：三権分立から

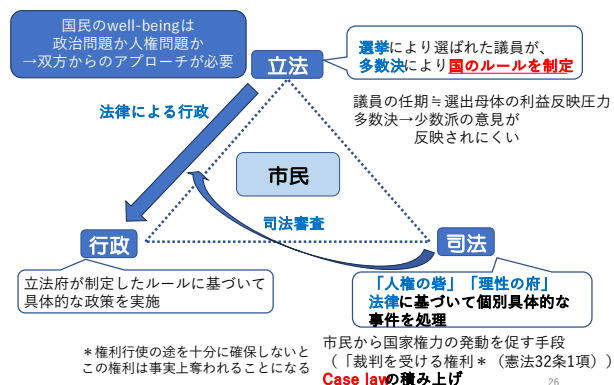


図6 三権分立の関係

司法と政治をつなぐ最も新しい動きとして注目されるのが、国際司法裁判所（ICJ）によ

る国が気候変動に関して負う義務に関する勧告的意見です。2024年3月、国連総会はICJに対し、気候変動に関して国が負う義務と、これに違反した場合の責任についての法的見解を求める決議を採択しました。これに対しICJは2025年7月、国は適切で十分な気候変動対策を講じる国際法上の義務を負い、その策定に当たって完全な裁量を持たないこと、また義務の履行は「相当の注意（due diligence）」を果たしたか否かにより判断されることを明確に述べました。この勧告的意見それ自体には法的拘束力はありませんが、司法機関として世界の最高峰に位置するICJによる公的見解として、事実上各国の気候変動対策や気候訴訟の趨勢に影響力をもたらすことが予想されています。実は、先の国連総会の決議の発端となったのは、バヌアツの若者たちの運動でした。このボトムアップによる法の活用を求める声が、ひいては世界最高峰の司法機関を動かしたのです。

ウェールズの未来世代法と、世界的な気候変動訴訟の間にも、類似の共通項をみいだすことができます。第1に、いずれも市民からの発信が起点となっている点です。第2に、いずれも将来起こりえる不利益を回避しようとする動きであることです。第3に、双方とも実効性を持っていた点です。ウェールズの国民対話は国家主導の将来ビジョン策定のプロセスでした。また気候訴訟も司法という国家権力の発動を戦略的に活用しようとする動きです。第4に、気候変動やSDGsといった世界共通の課題や規範を、自分たちの国の法体制や社会文化的背景に合わせて解釈し、自国で受け入れ得る、また自国で実現可能な解決策を志向する点です。私は両者の共通点の中で、この点にこそボトムアップで上がった

てくる声がトップレベルで考慮される結果としての意義がある点で、極めて示唆的であると考えます。

7 おわりに：日本社会への示唆と私たちにできること

ウェールズ国の実践や、世界の動向を受けた日本の気候訴訟を通じて、いくつかの課題が浮き彫りになりました。本稿を締めくくりにあたって、あらゆる世代の well-being が守られる社会を日本で実現していくために、私たちがここまでみてきた事象から学べることを数点指摘したく思います。

第1に、市民が政治過程に参加する制度が貧弱であること、同時に市民側においても参画しようという意思が一般的に希薄である点の改善が課題として指摘できます。国民対話のような機会があったときに、積極的に参加して自ら国の政治を動かしていこうという意欲を、ひとりひとりの日本人が持つことが重要です。日本にはその具体例として、パブリックビューイング、公聴会、請願等があります。ここから、そのために必要な制度の構想を描き、国に提案することも不可能ではないでしょう。

第2に、日本社会がジェンダー平等を含む多様性を受容していく流れを加速させる必要もあるでしょう。2024年のジェンダーギャップ指数で日本は118位と低迷しており、今なお政治や企業における主要な方針を決定する場における女性や若者の少なさ致命的です。多様な視点がなければ、複雑なリスクに対するレジリエンス（強靭さ）は生みだせません。気候変動問題は、まさにその一例です。

第3に、過去の経済成功体験や科学技術への過信からの脱却も必要です。脱炭素を、起こるかどうかともわからない技術的なイノベーション頼みにするのではなく、また経済優先を所与の前提とするのもやめて、ウェールズが切り込んだような根本的なシステムチェンジに取り組む姿勢が日本にも必要です。

大学女性協会には、長年女性の高等教育と社会進出を支援してきた歴史と英知があります。アカデミアに身を置く会員も多く、国内外に向けて科学的知見に基づいた発信力を持っています。このネットワーク力とコミュニケーション力を活かし、多様なステークホルダーをつなぎ、市民社会の議論をリードしていくことが求められているように思います。

それぞれの立場から、私たち一人ひとりが「未来世代」のために何ができるかを考え、最初の一步を踏み出すこと。それこそが、持続可能な well-being を実現する方法なのではないでしょうか。

謝辞 本報告の機会をくださり、またセミナー開催に向けて多大なご尽力をくださいました大学女性協会の皆様、とりわけ昨年に続けて温かいお心遣いとともにご報告準備を支えてくださいました鈴木千鶴子会員、片岡雅子会員、草稿に貴重なコメントをくださいました今野美智子会員に、厚く御礼申し上げます。

参考文献

- ・中村民雄（2019）「ウェールズの将来世代コミッショナー：概要と活動成果―」 比較法学 53 巻3号 113-127 頁。
- ・進藤真人（2020）「将来世代機関の構想と制

- 度設計」『持続可能な世界への法— Law and Sustainability の推進—』早稲田大学比較法研究所、163-192 頁。
- 大塚直「法・制度と持続可能な発展」大塚直・諸富徹（2022）『持続可能性と Well-being：世代を超えた人間・社会・生態系の最適な関係を探る』日本評論社、63-99 頁。
 - Jennifer Wallace, 2019. Wellbeing and Devolution: Reframing the Role of Government in Scotland, Wales and Northern. Palgrave Macmillan.
 - Jane Davidson, 2020. #futuregen: Lesson from a Small Country. Chelsea Green.
 - Office of the Future Generations Commissioner for Wales
 - <https://www.futuregenerations.wales/about-us/futuregenerations-act/>
 - Sabin Center Climate Litigation Database.
 - <https://www.climatecasechart.com/>
 - Setzer and Higham. 2025. Global Trends in Climate Change Litigation: 2025 Snapshot. Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment.
 - United Nations Environment Programme (UNEP). 2023. Global Climate Litigation Report: 2023 Status Review. UNEP Publications.

基調講演 Q&A

Q： ありがとうございます。大きく二つ申し上げたいと思います。

先ず初めに、例えば温室効果ガスの排出について政策を決めているのは各国政府であって、その政策が拙いと思われる場合に、国民側から訴訟で対応、ということが実際起きているということですが、政策を決定するにはある程度専門的な知識が要ることですから、環境省なり経産省なりからトップダウンで決めていることはある程度やむを得ないところはあると思います。ただ、その政策決定において、電源構成はどうするのか、原子力発電はどうするのか、再生可能エネルギーなどを含め検討する場合は、政府はどのような事実を基にどのような理由でどう決めようとしているのかの過程を透明化し、その策によりCO₂排出がどの程度に抑えられ、温暖化に対してどの程度の影響があるかという情報を国民に開示すべきだと思います。国民は、竹槍で戦うかのように個別に訴訟を起こす前に、そのことを要求する、つまりエネルギー転換という大きな課題について、国民と政府は、相互に理解を深める努力をする必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、実際に再生可能エネルギーなりに転換する時には、生産活動を荷っている具体的には企業が取組みないと実現できない部分があるので、企業側は方針と実際行っていることについて、情報を開示することが求められと思います。最近企業もその方向で進めている可能性はあるのですが、その努力をもっと透明性を持たせて市民に開示し、市民もそれを要求する姿勢が大事だと思います。

したがって、地球温暖化対策において、政府の決定にしても、企業の動きにしても、どのような目的・目標の為にどのような方法で何を行うのかについて、もっと国民に示して、信を問うプロセスが無いといけないと思います。

A： 大変貴重なご指摘をありがとうございました。ご発言に関連して、想起したことを述べさせていただきますと思います。殊に環境の分野については、政策決定側ならびに企業などの環境に影響を与える生産活動を主に実行している側と、住民との間の密な対話が重要である、と言われています。それは、科学的な知見と共に、実際にその環境に住んでいる市民が生活の中で掴んでいる実態、つまりそこに住んでいる人たちが感じているどういう変化が起こっているかという経験値が必要であるということを示唆しています。所謂シチズン・サイエンスは、市民科学からのデータ収集が、科学的な知見とうまくすり合わされてこそ、妥当で的確な方策が立てられるという立場に立った活動であると説明することもできると思います。環境政策に関しては、日本は締結していないのですが、「参加の原則」というものを定めた国際的な条約があります。その中に「情報アクセス権」というものがあり、どのような仕組みで環境政策を作るのかという情報を、きちんと市民に報告しなければいけないということを義務付けている条約です。ヨーロッパは殆どの国が入っていますが日本は未だ入っていないので、これからの課題だと思います。企業の取り組みについても、近時はESG (Environment:環境、Society:社会、Governance:企業統治) を重視し、環境に関しては、個々の企業がもたらす可能性のある気候変動に関するリスクについて情報開示をしなければいけないという決まりやガイドラインを作る動きがEUを中心に進んできており、日本でもその方向で動いていますので、それを受けて市民も関心を持

って企業と対話していくことが大切で、ご指摘の通りだと思います。

Q： 講演では触れられませんでしたでしたが、事前に共有された発表資料の中で気になったことで、気候変動訴訟と未来世代法の関係の一つとして、国際司法裁判所の勧告的意見、を上げておられます。これにより例えば、アメリカや中国が温室効果ガスを過剰に排出するので世界中の人々、ことに将来世代を温室効果ガス的人為的排出から保護する目的で、日本がアメリカや中国を訴えることができる、というようなことが可能となるのでしょうか。少し具体的に説明していただけますでしょうか。

A： 資料の準備段階から貴重なご指摘をいただき、ありがとうございます。今日も、ご質問いただいた点、非常に重要なことですが、時間の関係で触れられずに申し訳ありませんでした。2025年7月に国連の要請で国際司法裁判所が出した勧告的意見は、①気候変動に関して国が負う義務内容と、②これに違反した場合に生じる責任について、国際司法裁判所の全裁判官の一致した意見として、140 ページほどの文書にまとめられています。その最後の方に、国際法上の原則にエルガ・オムネス (erga omnes) というものがあり、それは「全ての人々に対して」または「国際社会全体に対して」負う、客観的な義務という意味で、自分たちには直接に関わっていない違法であっても違法だと言って裁判を起こしたり、訴えることができる原則のことです。それで、気候変動に関して国が負う義務というのは、そのエルガ・オムネスに当たると書かれているので、例えば日本が自国のこととは関係なくとも、世界全体にあるいは将来世代に対して、アメリカは温室効果ガスを出し過ぎだと言って裁判を起こすことは、その国際司法裁判所の勧告的意見に従えば可能ということになります。この勧告的意見が出されたということは、非常に大きな意味を持つと思います。殊に、将来世代の人権問題というようなことは、人間が生存していく環境に影響する気候変動に関する権利ということで特徴的なものです。他の生命権とか、健康権のように人間の身体に直接かかわるか明確ではないので人権とははっきりとは書かれていませんが、あらゆる人権を享受するプレ・コンディションという表現をしています。つまり、人権の「前提条件」として必要な権利であるということを示しているのです。

Q： 名古屋の若者気候訴訟は日本における画期的な動きだと思いますが、これは人権訴訟に分類されるのでしょうか。

A： はい、人権訴訟に分類されると思います。この訴訟は民事訴訟の形をとっており、国ではなく企業そのもの（日本のエネルギー起源 CO₂排出量の約3割を排出する主要電力事業者10社）を訴えていて、その不法行為として訴状の中には人権侵害のことが多数記載されています。例えば、若者の発達の権利・生命権・身体の権利・学習権として、暑すぎて体育はできないことや、ウィンタースポーツ好きなのに出来なくなったなど。さらに、精神的な損害として「自分たちの生活が途上国の人たちの生活を害している」と知るだけで自責の念にかられる」など、様々な面での人権侵害を訴えているので人権訴訟に当たると思います。

特別講演

エコフェミニズム ～環境をジェンダー視点から捉える～

独立行政法人国立女性教育会館

萩原なつ子

○1956年7月17日に発行された「経済白書」には、歴史的フレーズ「もはや戦後は終わった」が記されています。同日、私は山梨県の小さな町に生まれ、日本の高度経済成長とともに育ちました。もの心ついたころから、まちの景色が猛スピードで変化していったのをよく覚えています。毎日友人と道草を食いながら学校に通っていた道が舗装され、道が道路に変わりました。暮らしや命を第一とした価値観から、自動車を優先する効率的な社会への転換であることを子ども心にも感じていました。

1975年に大学進学のため上京しましたが、水道水が塩素臭くて飲めなかったり、八百屋さんに並んでいる野菜や果物が高値で食べられなかったりで、結果、体調を崩してしまいました。内なる自然の破壊です。その頃に子育て中の女性達を中心となっていた食の安全性を求める活動や有機農業運動を知り、勉強会に通うようになりました。世界的に公害問題や環境破壊、地球規模の環境問題が次々に表面化し、市民による物質的豊さへの問い直しや自然と共生しうるオルタナティブな生活様式が注目されはじめ、日本国内でも環境保全活動や消費者運動が活発になっていたのです。

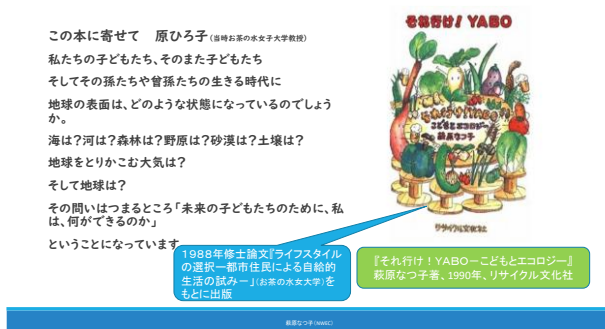
高度経済成長の「光と影」という点からみると、経済発展は確かに便利さや豊かさをもたらした反面、水俣病などの人の命と暮らしを脅かす公害や環境破壊を引き起こし、未だ解決されていない負の影響をもたらしました。私が「食」の問題から環境問題に関心を持ち、ジェンダーの視点から公害問題や環境破壊を調査・研究するようになった原点は、1956年7月に誕生し、

6歳の時に胎児性水俣病と認定された坂上しのぶさんの存在が大きいです。

ジェンダー平等について自分事として関心を持つきっかけは、大学卒業間近で経験した就職活動です。男女雇用機会均等法のない時代に、キャリアウーマンを目指して就職活動をしましたが、四年制大学卒業の女子向けの求人票には「自宅通勤」「容姿端麗」といった条件が明記されていて、“ジェンダー・ショック”に直面しました。やっと入社した小さな広告代理店での女性の仕事は男性営業の事務補佐的役割、お茶くみ、電話番。加えて、同期入社の男性社員との賃金格差という不平等を経験しました。また男性の長時間労働があたりまえの状況を目の当たりにして、男性もまた自分らしく生きていないことがわかりました。そこから、女性が男性並みにキャッチアップすることの危うさにも気がついたのです。加えて、「使い捨て文化」をつくり、持続不可能な消費をあおり、「環境破壊型ライフスタイル」を豊かさであることを錯覚させるような広告、宣伝のありかたに強い疑問も感じました。当時、すでに国連大学主催で生活様式の転換に関する国際会議が開かれ、環境と調和するためのライフスタイルへの転換が議論されているというのに、日本では「環境破壊型ライフスタイル」が全盛の時代です。私がこれらの「不都合な真実」を目の当たりにした1979年7月、「石の上にも3ヶ月」で広告代理店を退職しました。理由は当時の慣習として当たり前だった「寿退社」です。1979年は国連が「女性差別撤廃条約」を採択した年です。

日本は「女性差別撤廃条約」を批准する際に「国籍法改正」(父母両系)、「男女雇用機会均等法」、「高校の家庭科男女共修」を改正、制定しています。1994年に男女ともに選択必修になった高校家庭科は、根強い性別特性論に基づいた固定的性別役割分業を問い直し、男女ともに経済的にも生活者としても自立し、主体的に生きる力を身につけるため重要な科目です。30年が経過し、家庭科の男女共修世代を対象とした調査によると、家事・育児は夫婦で担うものであるという意識付けや、夫婦間の家事・育児の分担のバランスに少なからず効果が見られるようです。

退職後、学士入学の制度を利用して、大学に戻り、その後大学院に進学しますが、この間に出産し、子育てをしながらジェンダー問題と環境問題のかかわりについての研究をスタートさせ、大学院へ進学しました。修士論文のテーマは『ライフスタイルの選択—都市住民による自給的生活の試み—』です。



環境問題とフェミニズムを学ぶうちに、「エコロジー」を創った女性、エレン・リチャーズ・スワローの存在を知りました。人々が環境と調和して生きる知識を身につけるための科学、自然環境と共生しうる生活・経済社会の形成をめざすための学際的科学として「エコロジー」を創始した女性です。

持続可能で公正な社会を構築するにあたっ

て、私たち一人ひとりの生活スタイルの抜本的な改革が求められています。 「エコロジーを創始した女性」「家政学の母」と称される、エレン・リチャーズ・スワローが1892年に行った「エコロジー」の命名式での演説を紹介しましょう。

「人間が全地球の支配者であるという考え方に私たちはすっかりなじんでしまっているようです。文明が高度になればなるほど、良識は衰退し日常生活に応用される科学も減少していくように見えます。これからはエコロジーを私たちの日常科学にしましょう。それをすべての応用科学のうち、健康で幸福な生活がその上に打ち立てられるべき諸原理を教える最も価値ある科学にしようではありませんか」。エレン・スワローが提唱する「健康で幸福な生活を打ち立てるための最も価値ある科学」は、まさにウェルビーイングそのもので、個人の生活スタイルの抜本的な改革を求めています。

また、「女性は本来、発明家であり製造者であり供給者であったのだが、そうした役割はひとつまたひとつと徐々に手から滑り落ち、ついには彼女のゆるく握った手にはいわゆる家事しか残っていないということになる。男性と女性が共同して環境問題に取り組むためには、女性も男性と同じ教育を受け科学や技術の知識と情報を持つことが必要である。」と大変重要な指摘をしています。さらに、エレン・スワローは1904年に出版された『健康のための正しい生活術: *The Art of Right Living*』でも、今日でも十分通用する考えを述べています。

「数々の義務を免れ、お金にも困らない自由人は、お気に入りの気候の地を選べるし、また、望めば、四季の後を追って他の地域へ移住できるかもしれないが、大半の人々はその地から動けないで、固定した住所に住まなけ

ればならない。気候は人間の自由にはならない。(中略)北極地方にふさわしい食べ物が、熱帯地域の旅行者に供される。重い衣服が暖房された家のなかで着られているし、仕事は涼しい日と同様、異常に暑い夏の日にも忙しく行われている。知性のある人なら、ちょっと考えただけで、その愚かさがわかるだろう。」エレン・H・リチャーズ著(住田和子・住田良仁訳スペクトラム出版社)。

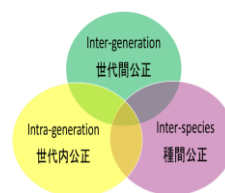
私が影響を受けた女性科学者がもう一人います。それは、世界を変えた本といわれる『沈黙の春』を著わし、男性優位の社会で女性差別を受けながら、人間の自然に対する驕り、傲慢さを憂い、環境と調和しうる生き方を探ることを果敢に主張し、1960年代に環境問題を告発した生物学者レイチェル・カーソンです。「・・・自然は沈黙した。薄気味悪い。鳥たちは、どこへ行ってしまったのか。みんな不思議に思い、不吉な予感におびえた。裏庭の餌箱は空っぽだった。ああ、鳥がいたと思っても、死にかけていた。ぶるぶるからだをふるわせ、飛ぶこともできなかつた。春がきたが、沈黙の春だった！」はとても有名なフレーズです。「知る権利、守られる権利は基本的人権である」と主張し、当時の米大統領、ジョン・F・ケネディを動かしました。100年以上前のエレン・スワローの思想と実践や、レイチェル・カーソンの存在は、その後の私の人生や研究活動に大きな影響を与えました。

私がエコフェミニズムの理論を本格的に学ぶきっかけは、購読していたカナダの雑誌『女性と環境』(Women & Environments)に掲載されていたソーシャル・エコロジー研究所(Institute for Social Ecology、米国バーモント州)の夏期講座の案内を見つけ、参加したことに始まります。夏期講座ではアメリカにお

けるエコロジカル・フェミニストのパイオニアと言われているイネストラ・キングから平和運動、反核運動や環境運動に女性がどのように関わっているのか、あるいはいくべきかについて理論的で実践的な学びを得ることができました。研究所の所長で、ソーシャル・エコロジストのマレイ・ブクチン(ドイツ「緑の党」に影響を与えた思想家)からはエコロジーは単なる「人間と自然」の関係だけではなく「人間と人間」の関係に着目し、社会的公正と環境的公正の両面を達成することに大きな意味があることも学びました。具体的には気候変動を引き起こす生態系の破壊や人類の危機を招いていたのは資本主義、消費中心主義、成長主義など人間が作った社会システムが生み出した社会問題であることや、人間による自然の抑圧は人間の人間に対する支配の構造の反映であることを理解することです。つまり、花と緑でこの地球をいっぱいにしようと表面を飾ることのみ関心があり、肝心の環境問題に横たわる根本的な原因、すなわちあらゆる差別、格差、経済成長至上主義など社会的公平について目を向けようとしない環境主義では環境問題の解決にはいたらないということです。たとえば「自然にやさしい」企業イメージを作り、利潤を追求するビジネスや、「環境にやさしい」「地球に優しい」などのイメージをアピールはするけれど、実態が伴わない見せかけのグリーンな取り組みを指す、「グリーン・ウォッシュ」(greenwash、greenwashing)にすぎません。

鍵となる「3つの公正」

- ①世代間の公正
私たちの行動が将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚すること。
- ②世代内の公正
私たちの事業や暮らしが途上国や国内外の社会・経済的弱者と関係していることを認識すること。貧困、格差、ジェンダー
- ③種の間の公正
人間と自然、ヒトとヒト以外の生物との関係を意識すること。生物多様性



イネストラ・キングは「社会支配が女性蔑視と自然憎悪と相互に関連しているという、その核心をあばく綿密なフェミニストの分析がなければエコロジーは抽象化の域を脱せず不完全なものとなる」と述べています。講義の中でもフェミニズムとエコロジーを結ぶ中心的な概念は「支配」であり、エコロジカル・フェミニズムとは女性の抑圧、人種差別、経済的搾取、そして生態系の危機がどのように相互に関わりあっているかを理解する方法であると繰り返し述べていました。イネストラ・キングは1980年3月に米国マサチューセッツ州アマハーストにおいて開催されたエコロジーとフェミニズムに関わる「女性と地球の生命会議」(Women and Life on Earth Conference on Ecology and Feminism)を主導した一人です。1980年～1981年にかけては、約2000人の女性たちを集めて、アメリカ国防総本部(ペンタゴン)を、蜘蛛の巣状に包囲する「女性ペンタゴンアクション」を実施し、平和的な非暴力の抗議活動を行っている。地球環境を守ること、平等な社会を作ること、軍国主義と決別すること、核兵器、原子力開発をやめることを要求する非暴力の活動です。目的は子ども(現在そして未来世代)の命と健康を守り、平和で人類と地球のよりよい関係の構築をめざすことです。

ソーシャル・エコロジー研究所での学びを糧に、私はエコロジカル・フェミニズムの論考や概念、各地のエコフェミニズムの実践を収集し、整理し、論文やエッセイを発表してきました。エコロジカル・フェミニズムが誕生した背景には、地球規模の環境破壊や汚染や資源エネルギーの枯渇化が表面化し、人間の生活様式そのものの在り方が問われ始めたこと、物質的豊さへの問い直しや基本的人権に基づいた自然と共生しうる生き方が模索され始め、エコロジー運

動、消費者運動、反核運動、フェミニズム運動が活発になっていたことがあります。

「エコロジカル・フェミニズム/エコフェミニズム」は、フランスの作家であり、フェミニストのフランソワーズ・デュボンヌが1974年に、その著書“Le Feminism ou la mort”(「フェミニズムか死か」)で用いた造語です。デュボンヌは著書の中で、現在の地球環境破壊と女性への性差別や植民地支配の問題を引き起こしたのは家父長制社会であると述べています。そして男性優位の社会システムを変えない限り、根本的な解決にならないことも主張しています。エコロジカル・フェミニズムはヨーロッパだけでなく、アメリカに渡り、さらに発展することになります。その中心的役割を担ったのがイネストラ・キングです。

「平和で人類と地球のよりよい関係」をめざして
エコフェミニズムの目指す社会
 ・「エコロジカル・フェミニズム/エコフェミニズム」
 ・フランスの作家であり、フェミニストのフランソワーズ・デュボンヌ (Françoise d'Eaubonne) が1974年に、その著書“Le Feminisme ou la mort”(「フェミニズムか死か」)で用いた造語。
 ・デュボンヌは著書の中で、現在の地球環境破壊と女性への性差別や植民地支配の問題を引き起こしたのは家父長制社会であると述べ、男性優位の社会システムを変えない限り、根本的な解決にならないことを指摘
 ・女性/ジェンダーの視点から、環境と調和した持続可能な社会を創造する可能性を探ろうとする思想であり、行動である

エコフェミニズムの実践が議論された国際会議に「健康な地球のための世界女性会議 (World Women's Congress for Healthy Planet) (1991年、米国フロリダ州、世界83カ国、1500人)があります。環境や開発における女性/ジェンダーの視点の重要性が確認されたこの会議については、日本ではほとんど知られておらず、環境関連の年表にも登場しません。ですが、持続可能な開発におけるジェンダー主流化のための「グローバルな女性運動における重要な突破口、歴史的な分水嶺」と位置付けられている重要な国際会議として位置づけられています。

環境問題における女性/ジェンダーの視点

- ① 自然災害や環境破壊が男性と女性に与える影響 **開発政策への影響**
- ② 環境問題解決のための政策や意思決定が男性と女性に与える社会的、経済的、健康的影響
 - 環境破壊が女性の貧困、生存そのものと密接につながっていることが可視化
- ③ 環境問題解決の手段や方法、言説に見られるジェンダー・バイアス
 - 地球的規模の環境危機の深刻化や貧困の増大がジェンダー不平等と結びついている
- ④ 環境保全者としての女性の経験や知識、環境保全活動における女性の貢献の評価
 - 「持続可能な開発の社会的側面を強調することで、女性の声が持続可能な開発をめぐる議論に加わって行くことになったのである」(プライドツチ, 1994/1999)。
- ⑤ 環境保全活動の現場や環境政策の決定の場への女性の参加・参画の状況
- ⑥ 被害者補償における男女格差

参照先: WBC

私は当時8歳だった娘を連れて参加しました。「私たちは、健康で持続可能な環境は、世界平和、人権尊重、参加民主主義、民族自決、先住民とその土地、文化、伝統に対する敬意、すべての種の保全があってこそ、と信ずる。」から始まる「女性のアクション・アジェンダ21」の採択の現場にもいました。会議にはインドのエコフェミニストのヴァンダナ・シヴァ、2004年にノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイなど、名だたるエコフェミニストが参加していたのです。

健康な地球のための世界女性会議 持続可能な開発におけるジェンダー主流化のターニングポイント

「女性のアクション・アジェンダ21」の採択

私たちは、健康で持続可能な環境は、世界平和、人権尊重、参加民主主義、民族自決、先住民とその土地、文化、伝統に対する敬意、すべての種の保全があってこそ、と信ずる。

また、基本的人権は、清浄な空気と水、食料、住居、健康、教育、個人の自由、情報の自由を手に入れようということも意味していると考えます。

地球上の民族間の平等、私たちすべてを支え育む生命維持システムと人間の間の調和を求めて行くにあたって、その中心を担い、力を発揮するのは、女性である。その女性の権利回復に尽くすことを誓うべく私たちはここに集まった。

私たちは、地球上の人類の半分として男性と肩を並べて、私たちの展望、価値観、技術、経験を政策決定に盛り込むことを私たちの権利として要求する。それは、1992年6月のUNCEDにおいてだけでなく21世紀に至ってもなお一環してなされるべきである。

出典：萩原なつ子「健康な地球のための世界女性会議に参加して」『婦人教育情報No.25』国立女性教育会館、1992年3月

参照先: WBC

健康な地球のための世界女性会議最終日



参照先: WBC

ノーベル平和賞受賞者 ワンガリ・マータイさん

砂漠化は草原から始まる！
1本の木から3000万本へ



2004年「持続可能な開発、民主主義と平和への貢献」で、環境分野の活動家およびアフリカ人女性として史上初のノーベル平和賞を受賞。

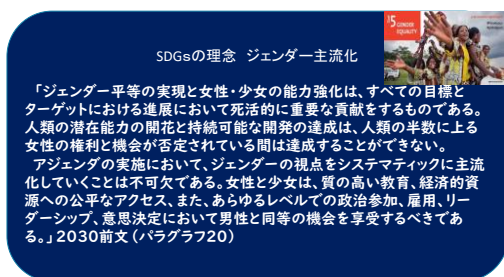
参照先: WBC

「女性のアクション・アジェンダ21」は1992年の地球（リオ）サミットで採択された行動計画「アジェンダ21」第24章「環境と女性」に、以下のように反映されました。

「国際社会は、女性を完全、平等かつ受益的にあらゆる開発活動に統合するための幾つかの行動計画、並びに条約を支持してきた。(略) その効果的な実施は経済的・政治的意思決定に女性がいかに積極的にかかわっていくかにかかっており、アジェンダ21実施の成功に重大な役割を果たすことになる。西暦2000年までに、持続可能な開発および社会生活への女性の完全な参加を妨げている憲法、法律、行政、文化、慣習、社会、経済面の障害を撤廃するのに必要な変革戦略を開発し、打ち出すべく検討すること。環境、経済の悪化は、干ばつ、砂漠化、森林の伐採、武力紛争、天災、有害廃棄物、不適切な農薬使用に苦しむ農村部の女性、児童の生活に深刻な影響を及ぼすものである。これらの目標を達成するため、女性は意思決定、および持続可能な開発のための活動の実施に完全参加すべきである。」

このように地球環境保全や持続可能で公平な開発、環境政策立案における女性の役割を認め、そのためには女性の地位向上が前提であることが記されたのです。環境と持続可能な開発の議論における女性の視点と女性の声が、グローバルで多様な危機や問題の解決の方向性を探るうえで重要であることが認めら

れ、各国政府の取り組むべき重要な政策課題となりました。しかしながら、日本を含めて、なかなかジェンダー平等は進むことなく、その理念はSDGsの前文「ジェンダー平等の実現と女性・少女の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の半数に上る（女性）の権利と機会が否定されている間は達成することができない」（パラグラフ 20）に引継がれ、17 目標を達成するための前提条件となっています。



さいごに、日本で行ったエコフェミニズムの調査のお話をします。ひとつは 1980 年代半ばに沖縄県石垣島新空港建設問題に関わった地元の“オバア”たちの聞き取り調査です。新石垣空港建設反対運動は「サンゴ礁の海を守る」というスローガンのもと、IUCN（世界自然保護機構）など国際NGOも巻き込んでの闘争が展開されていました。反対運動に参加していた女性3名に、彼女らのライフヒストリーも含めて聞き取りを行ったのですが、彼女たちから受け取った最も強烈なメッセージは、サンゴ礁を守る自然保護運動の背景に存在した確固たる「戦争反対」の意思でした。当時、兵隊さんに海で採れた魚を分けてあげることもあった90代の女性は「特攻隊の若い兵隊が、ぼっちゃん明日の朝は、特攻隊で飛ぶよ。ここの上を3回飛ぶよって言ったから、布切れ持って3人の

子どもと振ったさ。屋根の上を3回廻って特攻の若者が行った。帰ってこなかった。いまでもずっと覚えているよ。体当たりした兵隊さんのことを思うと、あのときの苦しさを思うと泣くね」と涙ながらに語ってくれました。

石垣島には日本軍の航空機施設が建設され、米軍の沖縄本島上陸以前に、作戦に基づいて石垣島の飛行場を爆撃し、島全域への攻撃がなされました。住民たちはそのために何度も爆撃を受け、山に避難しなくてははいけなかったそうです。若い特攻隊員が飛び立っていった記憶が「空港建設反対」に強く影響していたのです。空港は生活の基盤である海を破壊するだけではなく、いつか戦争につながってしまうこと、そのような戦争は生存に必要な生活の基盤を、命を破壊するというを経験的に知っていたのです。石垣島には、与那国島、宮古島に続いて、陸上自衛隊の「石垣駐屯地」が開設されています。オバアたちは何を思っているのでしょうか。



エコフェミニズムという言葉が 1974 年に誕生してから、2024 年で 50 年を迎えました。近年、エコフェミニズムへの関心が高まっています。若手の研究者からも再評価されています。

エコフェミニズムが目指す社会は、「平和で人類と地球のよりよい関係」なのです。

特別講演 Q&A

Q: 司会が言われたように、期待を遥かに上回る素晴らしいお話しをありがとうございました。私は、先生の一回り上になりますが同じ申年生まれで、『スモール イズ ビューティフル』のシューマッハーに感動した一世代上の者でございます。ご講演の内容には本当に同感でした。一つお聞きしたいというか、自分の問題でもありますが、お話の中で「豊かさから正しさへ」とおっしゃいました。そこで、“正しさ” “ということは本当に難しい、と私もいつも思います。自分が正しいと思うことを言うと、他の人から、それはあなた個人の考え、あなたの宗教ではないかなどと言われ、反発を招く恐れもありますので、正しいという言葉を使うことに注意しています。今日は先生のお話しから、ヒントをいただいた電通の大量生産・大量消費を促進する戦略十則の標語に倣って、私たちが考える“正しさ” “を、正しいという言葉を使わないで、例えば健康である・平等である・幸福である、など十則というものを考えていたら良いのではないかと思いました。そこで、先生は、今日話された中で“正しい” “ということを英語では right というような感じで話されたのか、どのように考えてらしたのかお聞きしたいと思います。全世界的に正しいという言葉の偏見をなくすために、具体的な表現を持ちたいと思いました。

A: ありがとうございます。あのエレン・リチャーズ・スワローが「豊かな生活から正しい生活へ」と表現したというところですが原著では right living です。スワローの真意は、これが正しいという一つの価値観ではなくて、やはり個人が生活していく中で、環境に配慮するか、その生活が他の人々や周りの生き物や自然にどう影響を与えるのかということを考えながら生活する必要がある、ということを示したかったということだと思います。スワローの著作について日本語翻訳は殆どなくて、もし関心のある方がいらっしゃいましたら、私が MIT(マサチューセッツ工科大学)へ行って彼女が残した文献は殆どマイクロフィルムに収めてきて紙媒体にもコピーしたものがにありますので、翻訳し日本にきちんと紹介していただけると嬉しく思います。

Q: 今日は、歴史をたどり包括的に、エコロジカルフェミニズムについて纏めていただき、大変勉強になりました。一つ伺いたいのは、日本でも「こども家庭庁」というのが出来まして、それを作る過程において、はじめは「こども庁」を作る予定になっていたということを、準備段階で開かれていた院内での勉強会を、一年間ほどウェブ上で毎回フォローしていたので知っておりましたが、最後の最後に「家庭」が入り「こども家庭庁」になってしまったのは非常に残念に思いました。事実、予算配分が全く違ってきますので名称だけの問題ではない重大なことで、どうにかならないものかと考えております。先生は、最後に二人くらの男性議員の意見で、こども家庭庁になった辺りの事情をご存じでしょうか。また、関連したことで次の世代に向けて私たちもできることは何だとお考えでしょうか。

A:： 最終的に「こども家庭庁」になった経緯については、分かりかねます。いわゆる「伝統的家族観」を重んじる議員の方々の意向が反映されたということではないでしょうか。次世代に対しては、年齢を問わない「こども」の概念を大事にし、「こどもまん中」、「ケア」をまん中にした価値観を大事にすることではないでしょうか。そのためにも私たちの社会と生活の在り方を決めていく意思決定の場に、しっかりと多様な経験に基づいた多様な女性の視点が入るようにしていく必要があると思います。

Q:： 脱成長を前提にした政策というものは、どうしても受け入れられ難いです。政治の場に実効力を持ってエコフェミニズムの見識を届けるために、先生が意識的にとっておられる戦略がありますでしょうか。

A:： 講演の中で飛ばしてしまいましたが、実はエコロジーとエコノミーは語源が一緒なのです。OIKOS（オイコス）というギリシャ語です。ですから、エコロジーを重んじるということは、経済成長を否定するものでは決してありません。オイコスという言葉には両者をバランスよく、ハーモニーを取ることの重要性がこめられているそうです。「脱成長」とは資本主義の利益最優先の経済活動に基づいた「成長神話」を問うているのです。「エコフェミニズム」という言葉が誕生して50年。本日お話した「エコフェミニズム」の考え方を受け入れる若者世代が出てきています。政治の分野でこのエコフェミニズムの考えが影響力を持っているかというところはまだまだと思っています。ですが、政治の世界に全く届いていないかというところ、そうでもなくて、環境の問題に取り組んでいる方々は、人権の問題を考えなければいけないということはわかっておられるので。影響力はこれからだというふうに感じています。

課題報告 〔自然災害〕

気候変動が変えた災害リスク ～岡山からの報告～

岡山支部 木口 京子

岡山支部からは自然災害について報告しました。

令和7年3月に岡山市内で発生した記録的な規模の山火事の際に、私が消防団員として消火活動に参加したことから、いただいた報告の機会でした。

この山火事と気候変動の関連に疑問を持ちながら支部役員のメンバーを中心に話し合いを始めたところ、ちょうど、フランスの国立科学研究センターなどから支援を受けて、気候変動の影響について分析している国際的な研究グループ「クリマメーター」が、日本や韓国で相次いだ大規模な山林火災について、気候変動によって気温や雨量に変化があったことが影響したと考えられるとする分析結果をまとめたとの報道がありました。分析では、愛媛県今治市と岡山市、それに韓国南部で山林火災が発生した令和7年1月21日から23日までの周辺の気象条件を分析し、過去に同様の条件だった時の気温や雨量などを調べ、1950年から1986年までの過去の期間と、1987年から2023年までの直近の期間でデータを比較したところ、この地域では最大で、雨量は3割減少した一方、気温は2度上昇し、風速は1割ほど強まっていることが分かったというものでした。研究グループでは、今回比較した気象条件は例外的なためデータにかぎりがあるとして、分析手法の信頼度は「中」から「低」だが、国連のIPCC＝気候変動に関する政府間パネルの報告書が、山林火災の頻度と拡大への気候変動の影響を強調

しているなどとして、今回の山林火災の大規模化にも影響したと考えられるとのことでした。

この報道に根拠を得て、山火事だけでなく自然災害全般を取り上げ、近年報道された世界各国の災害や、気候変動により変化してきた災害リスクの事例を調べ、私たちひとりひとりが暮らしの中で、この気候変動危機にどう対応し行動すべきかを考えるヒントとなる報告を準備することとしました。

地球温暖化は、人間の活動によりCO₂などの温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇している現象です。地球温暖化を含めた気候全体の長期的な変化を気候変動といいます。

気候変動が自然災害に与える影響は世界的に深刻化しています。

例えば、「線状降水帯」の発生や1時間に50mm以上の雨の発生回数が過去数十年で増加し、河川の氾濫・土砂災害など、集中豪雨・洪水のリスクが増加しています。気温の上昇と降水量の不均衡により乾燥地帯が拡大し、一部の地域では雨が減少し続けており、干ばつと水不足のリスクが増加しています。カナダやアメリカ西海岸、オーストラリアでの大規模山火事、日本でも、大船渡市、今治市、岡山市で大きな山林火災がありました。また、海水温の上昇により、台風やハリケーンがより強力かつ大型化し広範囲に影響を与えています。異常な高温や連続する猛暑日が増え、熱中症や死亡リスクが上昇しており、氷河や氷床の融解、海水の熱膨張により海面上昇が起こり、高潮被害のリスク増加

や、小島嶼国や海拔の低い都市では既に住民の移転が始まっています。

このように気候変動により増加、激甚化している災害をもたらす社会的リスクは深刻化しています。

私たちが気候変動危機に対応するには、「原因を減らす(緩和)」と「影響に備える(適応)」の二つの柱があります。そこに社会、技術、個人の行動が絡んでいきます。

緩和策としては、再生可能エネルギーの拡大、断熱住宅や高効率家電など省エネ・効率化、電気自動車、公共交通、自転車・徒歩中心の都市設計など交通の脱炭素化、森林保全・植林、産業の変革などがあります。適応策として、洪水・熱波・干ばつなどへのインフラ強化と早期警報など災害への備え、耐暑・耐乾作物の開発や作付け時期の変更などの農業の適応、節水や雨水利用、淡水化など水資源の管理、都市の暑さ対策、熱中症や感染症への医療体制強化などがあります。

個人、地域、国、国際社会それぞれのレベルでの対応が急がれます。

個人でできる緩和策としては、節電や節水、エコ家電の使用、公共交通機関や自転車の利用、カーシェア、リデュース・リユース・リサイクルの実践、地元の食品や季節の野菜を選ぶなど、自身の行動や意識を変えること。特に災害に対する適応策としては、ハザードマップの確認と避難経路の把握、防災グッズ・非常食・水の準備、家族で地域の避難訓練へ参加するなど日頃から災害に備えること。正確な気象情報や災害警報の確認、SNSや地域の掲示板で災害時の情報共有を行うことなどが考えられます。

地域レベルでは、気候変動に対する緩和策としては、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの促進、事業者の排出削減支援、脱炭

素交通の推進などが行われていますが、特に災害に対する対応としては、「地域防災計画」を策定し、防災体制の整備、堤防、避難所、備蓄倉庫など防災施設・設備の整備、ハザードマップの作成・周知、防災訓練・防災教育、高齢者や障害者、乳幼児など配慮を必要とする人たちへの支援体制の整備、物資・食料・医薬品の備蓄を行うなど、インフラの整備と防災の強化が必要であり、より身近な地域では、町内や学校・企業で防災訓練を繰り返すことにより「共助」の体制をつくるなど、継続した訓練と啓発が必要です。

国レベルでは、日本政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを政府として宣言しています。地球温暖化対策推進法に基づいて策定した総合的な計画の中で、排出削減の中長期目標の設定、産業・エネルギー・交通など分野ごとの対策、国内外での排出削減や技術普及の支援などを定めています。途上国へは、資金と技術の支援を通じて、グリーントランスフォーメーション政策やクリーン燃料・技術支援などの脱炭素技術・ビジョンの推進を行っています。これらは国際的な気候枠組み(パリ協定)に沿ったコミットメントです。

災害に対する対応では、気候変動の影響による被害の防止・軽減を目的とする法律等を策定し、治水・インフラの強化、熱中症・健康被害対策などを行っています。国の基本計画の考え方を踏まえつつ、都道府県や市町村では、より地域の実情に沿った具体的で実務的な計画をつくり実行しています。

本日の報告を気候変動により一層高まる災害リスクに備えた取組全体の理解と個々の備えにつなげていただきたいと思います。

課題報告 [生物多様性への影響]

種の絶滅危機は何を意味するか？

仙台支部 長谷 和子

1. 生物多様性と生態系サービス

気象庁の資料によると、日本の年間平均気温は、100年で1.7度上昇しています。気候変動は生物多様性にも大きく影響を与えます。生態学を専門とする私のセッションでは、まず生物多様性と生態系サービスについて、説明したいと思います。まず、基本的な概念として、生物多様性にも階層があり、最もよく知られたものとして「種の多様性」、その種の中の多様性を支える「遺伝子の多様性」、そして里山や河川、海域など生態系そのものの多様性「生態系の多様性」の3つの階層性があり、それぞれが相互に支え合う関係にあります。また、生物多様性から私たちが受け取ることのできる恩恵として「生態系サービス」と呼ばれており、このサービスは大きく4つ、1.食料などの「供給サービス」、2.気候調整や災害軽減などの「調整サービス」、3.文化的な恩恵である「文化的サービス」、4.栄養塩循環などの「基盤サービス」、が挙げられます。つまり、生物多様性を守ることは、私たちの暮らしを守ることに繋がっているのです。

2. 人類が起こした第6の絶滅期

現在進行中の急激な温暖化により、日本の植物と動物全体で、20～30%も絶滅リスクが上昇すると考えられています。生物はその進化史のなか、これまで5回の大きな絶滅期を経験しています。そして現在、人類の活動に

より「第6の絶滅期」が起こっています。これは、人類というたった1つの種により引き起こされた初めてのタイプの絶滅期であり、そのスピードもこれまでの絶滅期より1000～1万倍速く進行していると考えられます。気候変動が深刻化すると、侵略的外来種の影響などにより、さらに多くの種の個体数が絶滅危機に晒されてしまいます。

3. 温暖化による両生類の絶滅リスク

保全生態学において、キーストーン種の重要性が知られています。キーストーン種とは、個体数が少なうとも生態系に与える影響の大きい種で、生態系の健全性を支えている種のことです。水域と陸域の両方で健全な環境を必要とする両生類は、キーストーン種として扱われることが多い分類群です。カエルが棲める環境は、健全な生態系に支えられている良い環境と考えられます。しかし、現在カエル類をはじめとする両生類は、世界的にその生息数を減少させており、40.7% (2,873種) が絶滅危惧種に指定されている危機的状況にあります。生息地の喪失、感染症、気候変動が絶滅の大きな要因です。多くの両生類にとって、現在進行中の地球温暖化による急激な温度上昇は、生理的に対応することができません。もし地球の気温が4℃上昇すると、約7.5%の種がその生理的限界を越えることとなります。また温暖化は、新たな寄生

虫や感染症の定着リスクを高めます。例えば、特定外来種である北米産のウシガエルは全国に分布域を広めています。このウシガエルを宿主とする寄生虫セルカリアは、同じく外来種であるサカマキガイを中間宿主にすることで、日本にも定着することができました。2つの外来種の定着を許したことで、新たな寄生虫まで侵入してしまっただけです。温暖化による新興感染症と人獣共通感染症の蔓延は、カエル類をはじめとした野生生物はもちろん、人間にとっても脅威となるので、この点からも、気候変動の緩和が必要とされています。

4. ズワイガニからの警告

ズワイガニは、東北地方沖からベーリング海の0~3°Cの海底に生息する蟹で、死んだ魚や動物を餌にして生きています。このズワイガニですが、熱波の影響により、2018~2019年にかけて、アラスカで数億匹という大量死が起きました。この大量死により、米国海洋大気庁(N O A A)は、ズワイガニの90%が減少したと報告しています。日本の東北地方でも、ズワイガニの減少が2011年以降続いています。しかし、日本では1996年より漁獲量が厳格に規制されており、ズワイガニへの漁獲圧は低く抑えられています。東北沖におけるズワイガニの減少は、漁獲によるものではなく、長期的な自然死亡率の上昇であることがわかりました。また、この自然死亡率の上昇は、東北地方沖の海底温度の上昇と関連していることもわかりました。地球温暖化による陸域での温度上昇が、海底にまで影響していたのです。生態系は繋がっており、地球温

暖化の影響は海底にまで及び寄ります。私たち人間の活動が、海底のズワイガニの生活まで脅かしてしまっただけです。これは、ズワイガニからの警告と言えます。

5. 生物多様性の喪失を抑えるには

これまで説明してきたように、生物多様性を守ることは、私たちの生活、ウェルビーイングを守ることと繋がっています。では、どうすれば生物多様性の喪失を抑えることができるのでしょうか。最新の研究によると、仮にパリ協定(COP15)を達成できても、2.4°Cの気温上昇が予測されており、生態系サービスの維持には1.5°C以下の気温上昇を抑える必要があると報告されています。生物多様性の低下を緩和させるため、温室効果ガスの排出を抑えるなど良質なガバナンスの必要性も訴えられています。気候変動は地球規模の現象なので、国境を越えた保全計画が重要となってきています。日本でも、生態系保全への意識が高まっており、環境省では「モニタリングサイト1000」といった長期的な野生生物のモニタリングをプロジェクトとして進めています。生物多様性が維持できなくなれば、「生態系サービス」を失うこととなり、私たちは食糧供給、薬用資源、気候の調整、土壌侵食の抑制など、生態系の持つ機能から恩恵を受けることができなくなります。生物多様性の低下という負の流れを止めて、豊かな自然資産を次世代に残せるよう、力を合わせましょう。

課題報告 [食料問題]

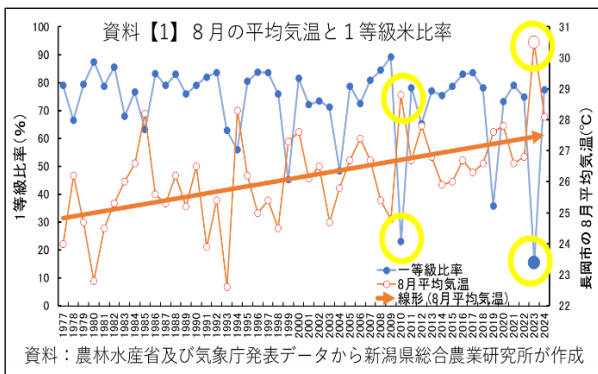
コメ 産地からの視点で調べたこと

新潟支部 大瀨 智絵

【視点1】コメ作り 気候変動への対処

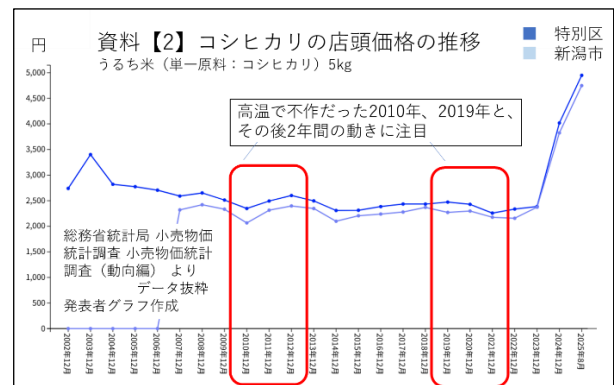
●「コメの価格高騰は温暖化のせいなのか」を調査の入り口に

昨年夏からコメの店頭価格が高騰し日本中でコメへの関心が高まりました。稲作にはもともと温暖な気候が好ましく「日照りに不作なし」ということわざもあったようで、長い間不作への対策は冷害を想定したものでした。ところが近年、新潟県では2010年、2019年、2023年に高温のため1等級米の比率が著しく低下しました。2010年と2023年は特に出穂・登熟期の8月の気温が高く、8月後半のフェーンによる高温が品質に大きく影響したことが分かりました。8月の高温はコメの品質（等級）低下、ひいては精米の流通量の減少にも繋がったと推測できます。なお、この報告で用いる「品質」とはコメの「等級」にかかることで、「精米歩留まり（玄米を精米して白米になる割合）」によるものであり、「食味ランキング」とは異なります。



●コメの価格形成

では「コメの価格高騰は温暖化のせいなのか」。新潟で一等級比率が14%に落ち込んだ2023年の不作をきっかけに、2024年夏から全国で店頭でのコメの品薄と価格高騰に多くの人が悩まされていますが、それ以前の気温の上昇による不作の際にはこのようなことはありませんでした。



つまり、気温の上昇とコメの価格の関係は単純に比例しているわけではなく「温暖化による気温の上昇は、コメの価格高騰に間接的に影響を及ぼしているが、原因の全てではなく、コメの価格形成には多くの要因がある」と言えます。

その1つ目が「コメ余りコメ離れを防ぐ従来型」の価格形成。コメは長い間「安価な小売価格」を意識した相対（あいたい）価格（農協が卸業者に売る価格で、現在も重要な指標）により農家からの引き取り価格（概算金や仮渡金）が決まってきました。農家からの引き取り価格も店頭での販売価格も低い水準で維持されてきました。

2つ目は「いわゆる一般的な市場経済」のもとでの価格形成。近年は農協の取扱量は減り、

農協の価格支配力は弱くなったと言えます。より収益性の高い販路を開拓できる農家は農協以外にも直接に企業や個人にコメを販売できるようになり、その取引が増えました。コメの消費は「中食・外食」が増加し、年間を通じて大量のコメの確保が必要な取引では、民間在庫量の不足感があると買い付け熱が生じやすく、この度の価格上昇を引っ張った一因と考えられます。

また、他の多くの物価が先行して値上がりする中でもコメの価格は低く維持されてきましたが、2021年頃から始まっていた生産コストの上昇が数年を経て販売価格に反映されるに至ったとも言えます。

生産者はコスト高の観点からコメの引き取り価格の上昇に安堵する半面、店頭価格の高騰からは消費者のコメ離れも懸念しています。

●「コメ不足」

2024年夏に店頭からお米が少なくなり、2025年今日まで続く価格高騰の中で、コメの生産は不足しているかどうかにも注目が集まりました。

コメは減反政策が廃止となった今も国の「需要に応じた生産戦略」のもと、毎年10tずつ生産数量の目安が引き下げられています。その中で今年8月5日、この目安の見立てが誤りでありコメの生産量が不足していたと農水省が初めて報告し、これが政府の増産方針への転換の裏付けとなりました。ただし、増産と価格引き下げはうまくいくのか心配の声も上がりました。圃場（ぼじょう）の拡大や種もみの確保はすぐにはできないと聞きます。さらに、農家への意向調査によると主食用米増産の陰で、もち米や酒米など加工用米が減産となることが見込まれました。生産者・流通業者には前述のように価格の大きな下落を心配する声もあり、

増産策の行方には注視が必要です。（なお、セミナー後の10月22日に政府の増産方針は撤回されました。）

●高温に負けないコメ作りの努力と工夫

①高温に強い品種の導入

2023年はコシヒカリの1等級比率が4.3%にまで落ち込み、新潟米史上で記録的な低品質年となりました。一方で高温耐性の高い晩成品種の新之助は、例年と変わらず90%を超える高い1等級比率を維持しました。新潟県では高温耐性の高い品種の開発が進められ、普及の拡大が待たれます。全国でも産出の多い新潟県で生産を安定させることの意味は大きいと言えます。

②研究技術の向上

遺伝子マーカーの利用は、時間とコストを削減して効率的に品種改良ができるようになり、コメ作りを力強く支えています。

③生産技術の改良

「令和5年産新潟米の1等級比率低下要因と対応について」研究会報告書は、令和5年（2023年）の新潟米の品質低下についてその原因を探ったもので、翌年からのコメ作りに活かされました。ここには生産農家の声も掲載されています。コスト上の理由で肥料の追加を行なえなかったという回答が気になりますが、今年、身近な農家のかたとお話しした時には「概算金が上がったので追加の肥しやりの費用が賄えた」とのことでした。取り組みは成果をあげ、今夏の記録的な暑さでも新潟県のコメの収穫は良好です。品質管理の努力と工夫、そして値上がりしたコスト分の代金も確かな生産に繋がっています。

【視点2】環境 稲作と環境保全

環境負荷は、どの産業、営みでも避けられないことですが、軽減の取り組みは進めなければ

なりません。稲作の環境負荷軽減の取り組みは

- ・水田から発生するメタンガスを減らす
(Jクレジット認証のプロジェクトほか)
- ・有機農業の促進で、水質・土壌や生態系の維持を図る(新潟県特別栽培農産物認証制度)
- ・輸送による負荷削減のため、地産地消の推進が試みられています。

水田が持つ環境保全機能は①暑さを和らげ、大気をきれいにする②水をきれいにする③川の流れを安定させ地下水とする の3つの働きがあります。③川の流れを安定させる働きを応用した新潟県発祥の「田んぼダム」は、田んぼがもともと持っている保水機能をさらに強化した取り組みで、温暖化に起因すると言われる近年の大雨では防災・減災の効果をあげています。豪雨の時に排水路に流れる出る水を少なくするための田んぼへの湛水は一時的なため、稲への影響はわずかです。その洪水を防ぐ効果が確認され今は全国に広がっています。

資料【3】 田んぼダム

- ・平成14年に全国に先駆け村上市(旧神林村)で導入
- ・平成16年7.13水害の甚大な被害を受け見附市等で取組が拡大
設置率95%に→平成23年水害被害の大幅な減少に貢献した
- 全国的な広がり= 交付金事業に
 - ・多面的機能支払交付金の活動に位置付け
 - ・土地改良長期計画の評価指標(KPI)
- 効果の試算

| | |
|--------------|-------------|
| 田んぼダム未実施の場合 | 田んぼダム100%実施 |
| 床下浸水：212.4ha | 床下浸水：15.5ha |
| 床上浸水：9.3ha | 床上浸水：0.0ha |

新潟大学農学部の研究チーム(吉川夏樹准教授)による平成23年新潟・福島豪雨にもづく試算より
出典：見附市ホームページ<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/22/3201.html>

上流の田んぼが下流の田んぼのために、そして住宅地も含む流域一帯のために、田んぼの持ち主が他の人のために行う取り組みです。このように水田と稲作は自然環境と国土を守る役割も担っています。

【視点3】 コメとウェルビーイング

食糧(主食穀物)である国産のコメが、今後

ずっと供給されるかどうかはフードセキュリティでは最も気になるところで、飢餓を生じさせない目標がフードセキュリティとウェルビーイングが密接であると言われる所以です。コメ作りを継続する力、という点では生産現場は大きな問題を抱えています。高齢化と担い手不足です。その状況下で、持続可能なコメ作りを模索し多くの取り組みがあります。

●従来型の農家・農業のありかたからの転換

高収益化と人手不足対策に多くのキーワードが挙げられます。「多品目栽培」「複合経営」「大規模化」「法人化」「6次産業化」「スマート農業」「新規就農支援」「農地バンク」「家族経営協定」等々。品質向上、コスト減や省力化のための技術では小規模生産者も取り組みやすいものもあります。

スマート農業は、すでに「未来の農業」ではなく現場でどんどん広がり、若い方々の力やITなど他分野の技術も大きく貢献しています。

家族経営協定は、家族労働者だった女性の立場を経営の中で明確化します。これは女性に限らず、次世代に事業を継承する上でも有益です。

●コメ政策の過去・現在・未来

コメは政策穀物ですので国策を抜いては語れません。戦中戦後の食料不足に際した食糧管理法の後、減反政策、食糧法、流通自由化、備蓄米制度、中山間地域等直接支払制度、戸別所得補償制度、TPP参加、食糧供給困難事態対処法…。コメ政策はそのときどきの問題解決のために施行・実施され、廃止されてきました。生産の現場は「猫の目農政」とも言える一面でご苦労もあったことでしょう。しかし、現在、未来も、法律や制度が社会に合っているか、有効に運用されているか検証と見直しは必要であり、コメの安定供給、安心安全についても同様です。

歴史上、世界の国々で農業政策が困難な局面をもたらした事例もあります。スリランカの有機農業への急転換による国家破産、大躍進政策、ソフホーズ・コルホーズ、ダストボウル。農業は自然に即した人間の営みであり机上の想定通りの結果に至らないこともふまえて、過去に起きたことを知るのも大切なアプローチの一つです。

調査にあたり新潟支部では講師を招いて学習会を開いたほか、コメに関する会員の意見交換を行いました。そこで挙がった意見は国策から私策まで多種多様でした。米の問題は多面的なので立場によって求めることにギャップが生じます。そのギャップを埋めることも政策の役割に期待し、今後も引き続き議員や政党の主張動向に注目したいと思います。

| コメの未来を見据えて 国策・地方策・私策 新潟支部会員の意見交換 | |
|----------------------------------|--|
| ギャップ | <ul style="list-style-type: none"> コメは日本人の主食なので、生産者も消費者もお互いに納得できることが継続する上で大切なのでは。そのギャップを埋める仕組みを政策で作ってほしい。 主食米が増産されるのは良いが、米菓や日本酒用の米の不足で困っている人たちがいる。多面的な配慮を。 生活する地や立場で事情の違いは分かるが、安く買う事だけの声が入るのには良い気持ちではない。 テレビコメンテーターや政治家の意見で、安くするために輸入を増やす案には疑問を感じる。 生産費はまったり価格にのせて、電気代のように購入時の補助金にすれば購入者が納得するのでは。 |
| 環境・水田 | <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地はあっという間に林になる。山の小さな田んぼは集約されずに林になっていて見ると心が痛む。 棚田を見ているとここで作ったお米が高いのは仕方がないかなと思う。自然保護のためにも維持したい。 中山間地の小さい田んぼが自然災害を抑えてきた。農業政策で維持を。 自然環境の変化が大きいので、そのあたりを考えて生産するための研究も必要では。 |
| ロス | <ul style="list-style-type: none"> 外食の廃棄も気になる。食品ロスを減らすために飲食店の工夫がほしい。・一汁一菜を実践している。 昔からの習慣で一粒のお米も無駄にしたい。農家の努力をみなさんに知らせて大事にしたい。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 県産品、国産品を意識して購入。・お米が高いのはつらいが一食毎の費用を種などと比べて購入している。 近年は他県の新しい銘柄のお米も人気と聞く。新潟の農産物のPRも頑張してほしい。 スマート農業がどんどん増えていて、観光農園も魅力的で、若い人のアイデアが頼もしく期待している。 コメの需要が増えた理由は実はわからないというが、食卓からおかずが減った？せいではと心配になった。 |

【まとめ】

今後も私たちがコメを食べ続けることへの安心は、生産現場での工夫や努力、研究や生産の高い技術により維持されています。これは「ウェルビーイングと環境」のテーマの下、生産地の会員から一番に伝えたい報告です。

気候変動を最小限にするための自然環境の維持、そして気候変動に起因する水害の防災・減災にも水田や稲作は役立っています。

何から何までの値上がりで私たちの暮らし

は非常に厳しいですが、「ウェルビーイングと環境」の視点からコメを考えるときは、「農業生産の持続性」に注目し、産地や適正価格を考えることが必要なようです。

そして未来に向けて、私たちひとりひとりがすぐに行動できるのは「地産地消」です。

【終わりに】

支部の学習会では現状の解説や資料提供で次の方々にご協力をいただきました。

新潟県農業総合研究所 所長 黒田智久さん

新潟県農地部農地建設課 石川契雄さん

当会会員／衆議院議員 西村智奈美さん

加えて、新潟の米農家さんからもお話を伺いました。

どの方も「コメや水田のことに関心を持っていただく機会になれば」との言葉を添えて調査にご協力下さったのが印象的でした。そして、その中で聞いた「気候に合ったものを作れば良い」というこの道のプロたちの前向きな思いや取り組みは、簡単な事ではありませんが、令和のコメ騒動で不安に駆られた私たち消費者には頼もしく安心できるものでした。

発表会場では「味の良い高級な米を食べたいわけではなく、コストの低い安価な米がほしい」と複数の声掛けがありました。「品質の高さ」重視の生産はくず米を減らし精米の流通量を確保するためであること、あるいは生産コストの合理性といった情報提供ができて幸いでした。「ウェルビーイング」は総合的な幸福。コメの場合は生産、流通、消費、自然環境、それぞれの納得があって好循環となることをイメージしつつ、行動できればと思います。

課題報告 [食料問題]

北海道水産業の課題

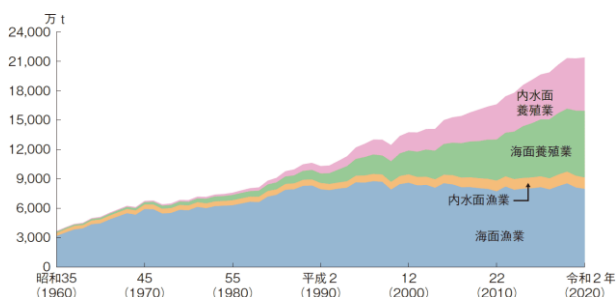
札幌支部 瀧元 智恵

I. 北海道水産業の概要

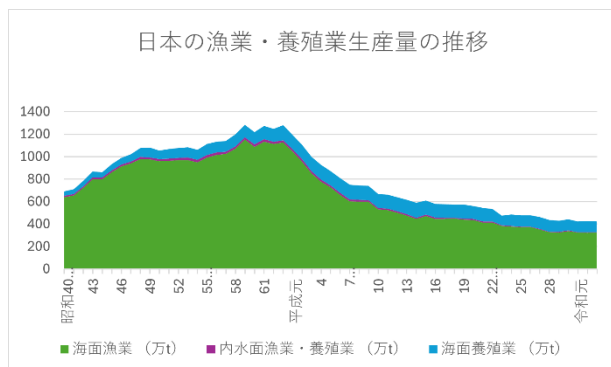
北海道は、特性の異なる3つの海に囲まれており、海底地形は起伏に富んでいるほか暖流と寒流が交錯する潮目があり広大な好漁場を有しています。令和5年度の海面漁業・養殖業の生産は、量と額とも全国1位となっています。

II. 世界・日本・北海道水産業の動向

世界の漁業・養殖業生産量の推移



世界の水産業の生産量は世界的にみると右肩上がりに伸びており、1960年からみると7倍となっています。特徴として海面漁業は横ばい傾向であるのに対して養殖業が飛躍的に伸びています。1980年代半ばまで世界1位の生産量を誇った日本は2022年の統計で世界12位と転落しています。



日本の漁業生産量はピークの昭和59年から比べると約3分の1に減少しています。特に海面漁業の減少は激しく、養殖業は横ばい傾向です。

北海道の水産業の生産量も昭和62年をピークにやはり3分の1に減っています。

世界的な水産業の発展をしり目に日本の水産業は衰退の危機の一途をたどっています。

IV. 北海道行政が掲げる課題

北海道水産林務部発行の『北海道水産白書 北海道水産・漁村の姿 2025』『北海道水産施策概要』から北海道の水産業の課題をまとめました。

1. 気候変動や海洋環境による漁業生産への影響
 - ・赤潮や高水温の発生
 - ・海洋環境の変化への対応不足
2. 漁業就業者の減少と高齢化
 - ・新規就業者の減少
 - ・漁村地域の活力低下
3. 漁業経営の脆弱化
 - ・漁業経営の不安定化
 - ・設備の老朽化
 - ・スマート漁業の推進
4. 水産物消費の低迷
 - ・魚離れの進行
 - ・消費ニーズの多様化
5. 国際情勢の変化
 - ・輸出環境の不透明さ
 - ・国際漁業交渉の課題

6. 環境問題への対応

- ・水産資源の育成環境の保全
- ・ブルーカーボン推進
- ・漁業系廃棄物の処理

7. 資源管理

- ・密漁の横行
- ・資源管理体制の強化
- ・栽培漁業の推進
- ・将来を見据えた養殖業の展開

以上が行政の発行資料から読みとれた課題の
です。

海洋環境はすべての偏差が大きい状況で、対応が間に合っていない。海の世界変動に関して、私たちは北海道大学山村織生准教授の『変わる海・変わる魚：海洋熱波と水産資源』と題された講演を拝聴しました。山村教授は「水産資源の変動は様々な環境要因が複雑にかかわっており、専門家であってもその予測は困難である」と主張されました。水産資源の減少は温暖化の影響と一言でかたづけられる状況ではないとのこと。北海道水産業は激動する環境変化や社会環境、国際情勢に翻弄され課題が山積みの状況です。

V. 消費者アンケートから見える課題

行政や社会的表層に届いていない声を拾うことを目的に、札幌支部では2種類のアンケート調査を行いました。アンケート結果は大学女性協会 HP の札幌支部ミニ・ニュース 205 号に掲載しています。

1つ目の消費者アンケートより、魚介類の消費の決め手となるものは、「味の嗜好」「価格」「料理方法」が主な理由となっていました。北海道の海産物について感じるものの回答では、「調理方法など販売者の工夫がほしい」「価格が高い」「未利用魚の活用」「学校給食にもっと取り入れて」という声があがっていました。

2つ目の水産関係者アンケートより、現在抱えている課題として「漁獲種類の変化」をあげた方が最も多く、つづいて「漁獲量の変化」「人手不足」があがりました。

水産関係者アンケートの中から、行政の掲げる課題にあがっていなかった意見に注目してみます。

一つ目は「今までウニ殻など海の中に捨てたのが、今では全くダメでウニが食べるものが無くなっている」という意見です。現状ではウニ殻は産業廃棄物として有料で廃棄しなくてはなりません。漁業者は、ウニ殻は海に戻して、それがウニの栄養源になると以前の記憶と経験値からの見解を持っていますが、行政側は、事業活動で出たゴミは当然産業廃棄物であり、ゴミを海に捨ててはならない。臭いなどの原因となり、環境汚染につながるという見解です。現在、ウニ殻を粉末に加工して海に戻す研究がされている途中でもあり、朗報が待たれますが、いずれにせよウニ殻そのままを海に戻すことはできず何かしらの加工が必要なことからコスト的に難航しているようです。

二つ目に「個人の力ではどうしようもない、雑海藻の駆除や鉄スラグの投入など、漁協主体で国と対策を練ってもらいたい」という意見がありました。

近年藻場の減少という状況が起こっています。道東では流水が接岸することにより雑海藻が駆除されていましたが、流水が接岸しなくなってきたことにより雑海藻の増大が問題となっています。雑海藻の駆除活動は業者に依頼するだけでなく、漁協や漁業関係者自らが波の力を利用してチェーンを振り回して削り取る作業を行っています。

ウニや小型巻貝類の食害によって磯焼けがおこり、磯焼けによってウニが痩せて商品価値

が下がるという問題も生じています。本来森から川を通して海に流れ込む栄養分が富んだ腐植土が海藻の生成に重要でしたが、森の伐採、ダム建設、護岸工事などにより腐植土が海に流れ込まなくなり、磯焼けの一因となっています。

鉄鋼スラグ投入は磯焼け対策として行われるようになりました。森から腐植土が流れ込まなくなり、鉄分が少なくなった場所に鉄鋼スラグを投入することで鉄分を補い、コンブの再生に成功しています。鉄鋼スラグ投入の成果は出ていますが、長期的な視点で副作用がないか心配もされています。水源となる森が再生されると豊かな藻場が戻ってきます。

漁業関係者アンケートより、「消費者に期待すること」という項目にいただいたコメントからは、「魚離れをしないで」「適正な価格で買ってほしい」という思いが伝わってきました。

VI. 行政と消費者、漁業関係者の課題を共有しよう

北海道の行政と消費者および漁業関係者の課題は大きな隔たりはないものの活動の情報が共有されていないという現状が浮かび上がってきました。消費者は、購入できる魚の種類が変わることで調理法に戸惑っており、行政はレシピをHPに掲載したりして変わっていく魚種に消費者が対応できるようにと努力していますが、消費者の目には届いていません。

ウニ殻の扱いのように、水産関係者と行政の見解に食い違いがある問題や雑海藻駆除、鉄鋼スラグ投入など国や自治体の手助けが必要な課題解決に消費者の関心と理解が必要になります。

私たち札幌支部では北海道庁水産林務部を訪問し、北海道水産業の課題について質問してきました。行政は山積みの課題に対して後手後

手になってしまっているとのこと。こうした状況下で水産業を応援する様々な活動がとられています。まず私たち札幌支部ができることは、北海道水産業を応援している活動をできるだけ多くの方に紹介していくことと思いい、最後に水産業支援リストを作成しました。

VII. 水産業支援活動リスト

【農林水産業みらい基金】

【水産庁「美味しい魚たべたいね」】

【地方独立行政法人北海道立総合研究機構】

【さっぽろオータムフェスト】

【北海道ぎょれん】

【北海道醤油生産組合】

【昆布村】

【政経電論】

【UMITOSEAFOOD】

【海とこんぶの森プロジェクト】

【霧多布ママキッチン】

【NoMapsFood】

様々な活動の一部ではありますが、是非水産業支援活動に関心をもっていただけると幸いです。そして美味しい魚介類を「食べて応援!」よろしく願いいたします。

* 図表資料：水産庁

課題報告 [再生可能エネルギー]

てんぷら油で飛行機を飛ばそう！ ～家庭系廃食用油の再生利用～

東京支部 遠藤 理枝

はじめに

昨年のシンポジウムのテーマ「ウェルビーイングと環境」に引き続き、今年度のセミナーのサブテーマは、「くらしの視点から」です。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択されました。それに従い、2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。その一環として、2030年までにCO₂を多量に排出する鉱物由来の航空燃料の内、その使用量の10%を環境負荷の少ない植物由来のSAF（サステイナブル・アビエーション・フューエル）に置き換えることを目標に掲げました。つまりは、「てんぷら油で飛行機を飛ばそう！」ということです。

近年、気候変動・温暖化に伴う環境の大幅な変化は、日常生活の中で様々な問題を引き起こしています。気候変動や温暖化問題など地球環境への関心や危機が叫ばれ、身近な生活の中での問題への関心を持つこと、さらにたとえ個人の小さい努力であってもその積み重ねへと一歩を踏み出すことが、環境を保持できる基本であると考えれば、少しでも環境悪化にブレーキをかけるためには私たちはどのようなことをすればいいのでしょうか。

日常で使用したてんぷら油などの廃食用油は、航空燃料以外でも多くの用途があります。また、再生・再利用により環境汚染防止、食品のロス対策、ごみの削減などにつながり、自分

ごととして環境問題をとらえ少しでもより良い方向へと具体的に舵を切ることができるのではないかと思います。そこで、東京支部では、家庭系廃食用油についてのアンケートを行うことで、身近な日常を見直し、環境保全、循環型社会へとさらに一歩進めるための在り方を探るきっかけにしたいと思います。そのような中、廃食用油についてのアンケート調査を行い、身近な日常を見直し、環境保全、循環型社会へとさらに一歩進めるための在り方を探るきっかけにしたいと思います。

1. 調査の目的

- ・温暖化・環境変動へ関心を向ける
- ・温室効果ガス削減に向けての注意喚起
- ・生活者の視点・身近な視点からの温暖化対策、環境汚染問題、再生エネルギー、食品ロス、ごみ削減等に関する気づき（意識化）と行動様式の変革
- ・廃食用油の再生利用の実態調査と促進についての提案

2. 調査目的に沿った講演・勉強会の開催

- ・1993年、植物性廃食油からVDF（植物性バイオディーゼル燃料）の再生化に成功した（有）染谷油脂の染谷ゆみ氏の講演。
- ・環境カウンセラー崎田裕子氏による廃食用油の回収、環境問題との関連、東京都のSAFとの関連などの学習会。

3. 調査方法・調査期間

【調査方法】

- ・家庭系廃食用油に関するアンケート調査（Google Form および質問紙郵送）

対象：東京支部会員およびその関係者

- ・家庭系廃食用油の回収・処理について、自治体のサイト検索による自治体の取り組みと

情報周知についての現状調査

対象：東京都 62 か所（23 区、26 市、5 町、8 村）およびその他自治体 8 か所（横浜市、同鶴見区、同都筑区、同港南区、神栖市、加須市、入間市、銚子市）

【調査期間】 2025. 7. 15～8. 31

4. 調査内容（2 タイトルで実施）

★家庭系廃食用油に関するアンケート

・調査項目

1. 属性（居住地、年齢、職業）
2. 揚げ物料理（有無、頻度）
3. 廃食用油の処理方法
4. 廃食用油の処理についての自治体の指示
5. 家庭系・事業系の廃食用油のリサイクルについての知識の有無
6. 自治体の家庭系廃食用油回集方法の具体例
7. リサイクルの関連情報の情報源
8. SAF の知識の有無・知った時期
9. 廃食用油リサイクル後の用途の周知度
10. 自治体の推進活動・具体例
11. 廃食用油リサイクルへの個人の協力姿勢
12. 回収率を上げる方法（自由記述）
13. 廃食用油のリサイクル、温暖化、環境問題などについての意見・感想（自由記述）

★自治体の廃食用油回収実態調査

・調査項目

1. サイト（廃食用油の処理方法）ページまでのアクセス（順路、URL 記載）
2. 1. のページまでのクリック数
3. ごみ分別辞典の有無
4. スマートフォン対応のごみアプリの有無
5. 『使用済み油の回収方法』サイト内検索の難易度
6. 使用済み油の処理方法（ごみ および/またはリサイクル）の指示
7. 回収油の種類を表示
8. リサイクルの出し方（容器、油の状況など）の指示
9. 自治体施設での回収・場所・日時

10. 資源回収業者での回収・場所・日時
11. 民間施設での回収・場所・日時
12. 回収実績の表示
13. SAF についての説明の有無
14. 自治体の特徴

5. 廃食用油の回収に関する調査のまとめ

回答者の属性としては、居住地は東京と東京以外がほぼ同数、男女比は女性がほとんど、年齢構成は対象者が JAUW の会員およびその関係者であるため 60 歳以上が 67%におよびます。

揚げ物料理に関しては、生活実態の変化で、揚げ物料理は自宅ですぐに買ってくる、外食するが多くなっています。使用済みの食用油の処理については、多くの自治体が回収・リサイクルよりも燃えるごみとして出すことを指示しており、家庭系廃食用油のリサイクルの知見の有無の結果（知っている：63%、知らない：34%）からもわかるように、「使い切る」を除くとほとんどがごみとして廃棄しています（家庭系廃食用油：90%廃棄、事業系廃食用油：95%回収）。

家庭系廃食用油リサイクルについては、数十年前に石鹸・ろうそくを作ろうというブームがあり話題になったので周知されています。航空燃料への再生については全般的に周知度が低いのですが、このアンケートや大阪・関西万博、2025 世界陸上の開催に伴う東京都のキャンペーンもあり、また、TV コマーシャルなど各種メディアで知る機会もあり、最近（3 か月以内）知ったというケースが多くなっています。

家庭系廃食用油回収への協力については、多くは前向きですが現実的には、居住する自治体が取組んでいない場合や自治体間で具体的な取組みに大きなばらつきがある上、広報活動などの周知努力が不足しているなどの問題があり、効果が上がっていません。回収場所・時間・回収方法の不便さ（回収場所への距離、回収時間の制限、回収頻度の低さ、容器、移し替えなどの手間取り）なども回収率を上げることには

マイナスに働いています。いつでもどこでも回収できるシステムの確立、回収方法の地域間での統一、自治体と民間での回収システムの共有など利便性の向上、また、回収した油の再生用途、回収率などの現状を公表することや学校教育の中、地域社会での活動の中で、リサイクルの意義（循環社会の実現、食品ロスの削減、環境汚染・環境問題への関心など）を繰り返し啓発することも協力姿勢を高めるためには必要です。

アンケートの中で、家庭系廃食用油、そのリサイクル、環境問題、温暖化などについての意見・感想を求めたところ、

- ・廃棄油のリサイクルが大切
 - ・次世代への継続が必要
 - ・回収・再生のコスト、新たな環境負荷などについても総合的に検討すべき
 - ・各自の問題意識は未だ乏しいと感じる
 - ・当事者意識を持って取り組み、皆が当たり前に参加する雰囲気を作りたい
 - ・生活スタイルの見直し（生活・資源の無駄遣い、エネルギーの浪費など）身近なことから自発的な行動を起こし、継続したい
 - ・世界は連動していること（一蓮托生）への意識と環境への危機に敏感であることが必要
 - ・資源には限りがあるという認識とそれぞれの立場でリサイクル活動へ参画が必要
- 企業：繰り返し使用できる又は活用する再生
国：有害な原料を排除、周知の徹底
利用者：リサイクル活動への参加・個人の行動と行政への働きかけの必要性

など、多くの意見が出された。

6. 自治体の廃食用油回収実態調査のまとめ (最終ページ図参照)

自治体のサイト内検索から見えてきたものは、家庭系廃食用油の SAF への転換という活動は、そもそもが地球温暖化防止という国際的な環境問題への取り組みとかかわっている状況であるにも拘わらず、連携されていません。国

の政策（京都議定書・パリ協定）との関連が不明であり、東京都の場合も世界陸上開催に伴うキャンペーンが期間限定で実施されていますが、期間終了後の方向性については、言及していません（未定）。しかも東京都内の自治体が必ずしも東京都のキャンペーンと連携して廃食用油の回収を実施したわけではありません。都の廃食用油回収キャンペーン参加地域は、8区、13市、1町の計22地区です。東京都管区の自治体のほぼ1/3です。（2025/8/1現在）。

家庭系廃食用油については、「ごみ」と「回収」を同列に記載している（分別事典の「油」の項にごみとしての処理と回収を同列に標記）自治体は極めて少なく、多くの自治体は「ごみ」としてのみの扱いになっており、リサイクルに対してはサイト上に案内がありません。廃食用油のリサイクルに対する取り組みは、自治体間の格差が大きく、比較的リサイクルに関する情報が多いのは、埼玉県入間市と横浜市港南区です。

また、廃食用油の回収後の行方（プロセスや回収状況、再生後の用途など）の開示がほとんどされていないので、協力した実感がわきにくいと言えます。

自治体によっては、サイト内検索の方法が簡単ではないので、構成の工夫を含めて情報の周知のための工夫・努力が必要で、しかも繰り返しの広報活動がなければ効果はあがりません。

おわりに

閉鎖系の地球にとっては、人間が住んでいること自体が大きな環境負荷になっています。限られた条件の中で、できるだけ負荷を減らし如何に継続に貢献できるかのささやかな一歩への気づきと行動の変革を促すことが、日常生活の中の「てんぷら油」に焦点を当てることで可能となるなら、この調査の意義はあったと思います。

「てんぷら油で飛行機を飛ばす」というのは象徴的な意味合いです。この調査で環境問題、

資源の再生と有効利用、ごみの廃棄の削減など循環社会の在り方へとつながっていく芽がたくさん見えてきました。また、子供たちや次世代への周知活動などを通して改めて変革への地道な一歩とその継続の重要性をも訴えていきたいと思えます。

【 自治体への提案・要望 】

- ・次世代に良い環境を残すために政府は利害関係にとらわれず家庭系廃食用油回収プロジェクトを立ち上げて欲しい。特に小規模自治体単独での廃食用油のリサイクル・再生事業は難しいので、他団体・企業との連携が必要だと思われる。
- ・回収方法を自治体間（せめて東京都）で統一してほしい。また、家庭系廃食用油に事業系廃食用油回収システムの適用はできないのか検討してほしい。
- ・回収をイベントなどでスポット的に実施するのではなく回収事業を定例化してほしい。
- ・回収場所として通常のごみ集積所を利用できるようにし、通常のごみと同様に回収してほしい。

- ・温暖化は深刻なので急いで取り組むべき問題だが、家庭系廃食用油をごみとして焼却する場合は、環境汚染の問題と資源のロス問題が出る。各地方自治体でも廃食用油回収について推進すべきである。
- ・予算、人材、設備の限界がある中で、地方自治体のごみ・リサイクル行政の優先順位の見直しを検討してほしい。
- ・ごみの増加に伴う処理の限界とリサイクルの必要性を周知させる努力が必要である。
- ・周知のために、自治体のごみ・リサイクルサイトの見やすさ、検索のしやすさなど改善してほしい。（以上）

【2025 年度セミナー報告担当者】

調査：東京支部ワーキング・グループ

安東桂子、遠藤理枝、太田恵子、菊地康子

坂上栄美子、嶋田君枝、嶋田美恵子、鈴木公江

宮下摩維子、宮原千佳子、森川淳子、鷺崎千春

報告：遠藤理枝 技術：嶋田君枝

| 項目 | チェックポイント | 足立区 |
|-----------------------------|------------------------------|---|
| リサイクル ページ までの アクセス | | TOP ページ→すまい・くらし→ごみとリサイクル→使用済み食用油の回収 |
| | ごみ分別辞典 | あり |
| | ごみアプリ | 「足立ごみ分別アプリ」 |
| | サイト内「使用済み油の回収」で検索 | ヒット |
| 処理方法 の 指示 | ごみ・リサイクル | ごみ・リサイクル |
| | ゴミとして処理 | 紙や布にしみこませるか凝固剤で固めて出す（別サイト「燃やすごみ」に表示） |
| | リサイクル処理（油の種類を表示 回収可油・回収不可油） | 回収できる家庭で使用した植物由来の食用油の例示・回収できない油の表示 |
| | リサイクルの出し方（容器、油の状況など） | 常温にし、容器（指定物ではない）に入れ蓋をして回収場所へ持参 |
| | リサイクル場所（区施設での回収：場所・日時の指定など） | 5 か所で回収。場所と時間を指定。地図を表示 |
| | リサイクル（資源回収業者での回収：場所・日時の指定など） | 5 業者を案内（住所記載）詳細はリンク先を確認 |
| | リサイクル（民間施設での回収：場所・日時の指定など） | イトーヨーカ堂系列店舗（7 店舗）での回収場所と受付時間を記載 |
| | 回収実績 | 足立区と区内イトーヨーカ堂系列店での 2 実績開示 |
| SAF についての説明の有無 | 有り | |
| 自治体の 特徴 | 自治体の特色 | 使用済み油の処理について、回収・リサイクルに重点を置いている。廃食由回収チラシを掲載（PDF ファイル）回収の目的掲載などがあり、力を入れている感じである。検索もしやすい |

課題報告 [再生可能エネルギー]

課題を克服して明るい未来を

長崎支部 梅田 和子

1. 再生可能エネルギー

1.1 再生可能エネルギーの種類

再生可能エネルギーは自然エネルギーをベースにするもので、国産エネルギーであり、エネルギー自給率を高めます。また燃料の補給を必要とせず、貴重な外貨の流出もありません。

再生可能エネルギーは大きく分けて、変動性再生可能エネルギーVRE (Variable Renewable Energy) と安定性再生可能エネルギーSRE (Stable Renewable Energy) に二分されます。

変動性再エネ VRE の太陽電池は日照が無ければ全く発電しないし、風力は風が吹かなければ発電しません。このように出力はお天気まかせであり、自由に負荷調整を行うことが出来ません。一方、安定性再エネ SRE は水力、地熱、バイオマスなどで、負荷調整能力を保有し、自由に出力を調整することができます。私たちが現在、享受している電気による恩恵は交流電力網によって支えられています。従って発電設備は交流電力網と協調し、存するものでなければなりません。

しかし、変動性再エネ VRE には負荷調整能力が無いため、何らかの手段で需要に応じて出力を補正することが必須となります。ここで変動性再エネ VRE と安定性再エネ SRE との間に決定的な違いが生じます。

1. 再生可能エネルギー

● 変動性再生可能エネルギー VRE (Variable Renewable Energy)



問題点：太陽光・風力の変動性再エネは出力が自然環境に依存
お天気任せ。自由な負荷調整が不可

● 安定性再生可能エネルギー SRE (Stable Renewable Energy)



利点：水力・地熱・バイオマスなどの安定性再エネは負荷調整能力を保有

自由に出力の調整が可

1.2 変動性再エネ VRE の課題

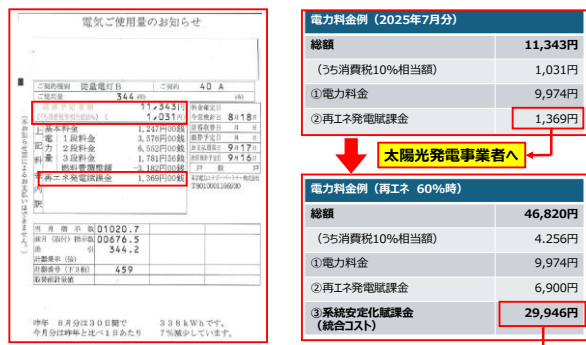
再エネを交流電力網に接続する場合は、当然のことながら交流電力網の円滑な運転と協調するものでなければなりません。安定性再エネ SRE は負荷調整機能を有するので、どんなに大量に入れても協調して運転が可能です。一方、変動性再エネ VRE は負荷調整機能がありません。従って交流電力網に接続するためには、負荷調整機能を付加してやらなければなりません。太陽光の場合、夜間は全く出力がないので、昼間に余分に発電し、これを貯蔵して夜間に出力を出すエネルギー貯蔵装置つまり蓄電池の併設が本来必須です。これは離島のように孤立した系統を考えれば自明のことです。またこの蓄電池の設置費用は太陽光の断続性によるものですから当然、太陽光が負担しなければなりません。しかし、これまでの太陽光は蓄電池の無いものが殆どで、しかも再エネのコスト比較を行う場合に、このことを考慮していない非常に不公平なものとなっています。

1.3 再生エネの最大の課題 (電力コストの

高騰)

変動型再生エネは出力調整機能がないため電力網に接続する場合、需給バランスに課題があり、これを解決するために費用がかかります。更に、VRE 比率が 40%を越えると、電力コストは、2倍、3倍、4倍と急増します。再生エネを4割以上にする場合は、電力コストの高騰をまねきます。最大のものは膨大な蓄電コストです。

● 再エネ6割時の電力料金の上昇予想



(備考) 発電コスト検証ワーキンググループ資料をもとに東京地区の予想費用を試算
© Dr. Shozo Kaneko, IIS, University of Tokyo

1. 4 再生エネ増加の歴史

2011年9月に買取価格40円/kWh(当時の国際標準の倍近くの高値)が半ば政治的に決定したことにより、太陽光設置での電力販売が確実な事業として成立し、多くの事業者が太陽光事業に算入しました。当時の消費税を上回る補填により、高値の販売価格を全消費者が負担することになります。酷評すると、太陽光の設置は、確実な投資の対象、即ち“金儲けの手段”となりました。太陽電池そのものも国産ではなく安い輸入品が有利となりました。蓄電池併設は非常に高価であるにも関わらず、交流電力網の健全性維持のための蓄電池の費用負担などの議論は消えてしまいました。どうして可能だったのか。第一の理由は電力網における太陽光の比率は僅か0.4%と小さかった(2011年)こと。その後

の国の再生エネ重視の方針により、2021年には8%と20倍となります。それでも現状が事なきを得ているのは、実は裏で水力と火力が必死に支えているからです。

2. 交流電力網の特徴

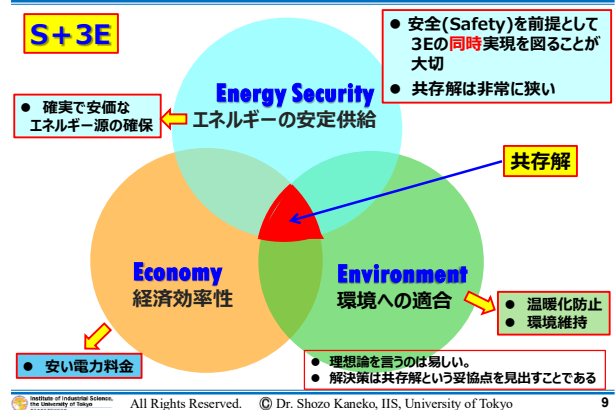
1880年代に発電所から電気が消費者に送られる現在の電力システムの原型が出現しました。最初は直流によるシステムでした。しかし遠距離の多くの消費者に電気を送るためには交流の電力網が最適であることが分かり、世界中が交流電力網となり現在に至っています。その最大の理由は交流であれば変圧器によって自由に電圧変換ができ、これが高压から低压へ電圧を変換しながら多くの枝分かれした送電が可能となることによります。

3. 日本のエネルギー問題

3.1 日本のエネルギー政策

天然資源がほとんどない日本において、化石燃料は海外から輸入しています。石油ショックでパニックが起こった反省からも、最優先課題はどのようにエネルギー源を確保するかです。国のエネルギー政策の基本理念(S+3E)を以下の図に示します。S:最優先安全性です。3E:①エネルギーの確保 ②経済性 ③環境性です。この3つを同時に満足することは容易ではありません。

● (S+3E)の同時実現

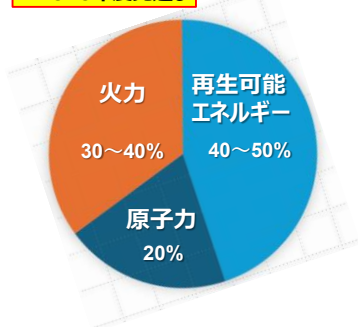


経済性の問題は電気料金、ガス料金として現れ、

政策を誤ると電気料金が2倍、3倍となります。

第7次 エネルギー基本計画 (2025.2.18閣議決定)

● 2040年度見通し



| 再生可能エネルギーの内訳(%) | 平均値(%) |
|-----------------|--------|
| 太陽光* | 22~29 |
| 風力* | 4~8 |
| 地熱 | 1~2 |
| 水力 | 8~10 |
| バイオマス | 5~6 |
| 合計 | 40~50 |

【注】*印: 変動性再生可能エネルギー(VRE)

3.2 各エネルギー源の特徴と発電コスト

各エネルギー源①再生可能エネルギー②火力発電③原子力の特徴を下の図に示します。

● 各エネルギー源の特徴

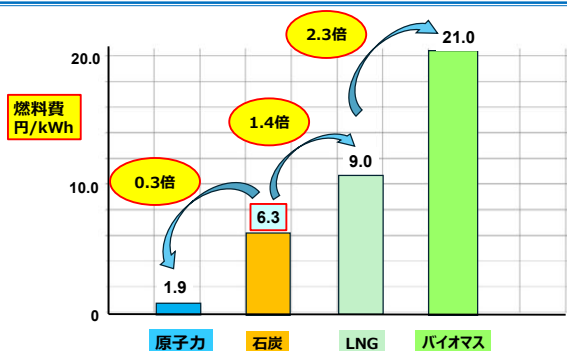
▶ 主なエネルギー源: ①再生可能エネルギー ②火力発電 ③原子力

- 単独で100点満点のものは存在しない。
- すべて長所と短所がある。
- 上手に組み合わせて使うことが重要→エネルギーのベストミックス

| | 再生可能エネルギー | 原子力 | 火力 |
|----|---|-------------------|-------------------------------------|
| 特長 | ・国産エネルギーでCO2排出少 | ・安定した安価な電源でCO2排出少 | ・柔軟運用による電力の調整運用可能 |
| 課題 | ・希薄な自然エネルギー源 ・変動性再生(太陽光・風力)は、出力がお天気まかせで貯蔵は不可欠 ・比率が50%を超えると統合コストが急上昇 | ・安全性への懸念の声 | ・化石燃料使用によるCO2排出 ・燃料輸入の経済負担と供給リスク |

日本の各エネルギー源の発電コスト、再エネ比率増加に対する発電コストを以下に示します。

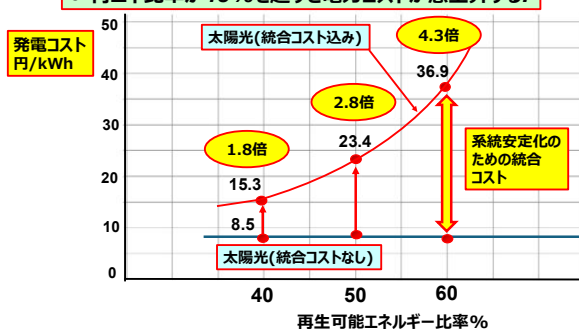
日本の発電コスト：燃料費



出典：発電コスト検証ワーキンググループ資料より、2024.12.17、資源エネルギー庁

再エネ比率増加と発電コスト

● 再エネ比率が40%を超すと電力コストが急上昇する!



出典：発電コスト検証ワーキンググループ資料より、2024.12.17、資源エネルギー庁

このように再生エネの比率が40%を超すと電力コストが急上昇します。

3.3 AIと電力

AIは膨大な電力を必要とします。AI用電力の必要条件として、①高品質の安定した電力 ②安価な電力があります。

AIと必要電力

● AIは膨大な電力を必要とする

- AI用電力の必要条件：
 - ① 高品質の安定した電力
 - ② 安価な電力



● 米国ではAI用電源として専用の原子力を建設する計画あり



4. 石炭についての正しい理解

ほとんどの人は石炭というと蒸気機関車 SLの黒煙を思い浮かべると思われます。あるいは煙突から吐き出される白煙を思い浮かべられるかもしれません。TVは石炭火力の報道の時には、煙突から真っ白い煙がもくもくと出る映像を映し出します(このTVが映す白煙のほとんどが水蒸気であり、石炭火力の写真ではありません)。

石炭叩きという目的のため、正しい石炭火力の写真は全く用いず、このような虚偽の映像を

流しています。日本の石炭火力の排煙は天然ガス火力並みにクリーンであり見えません。つまり公害対策を徹底した日本の石炭火力は、天然ガス並みに排煙はクリーンなのです。

現在、石炭火力を取り巻く情勢は必ずしも好意的とはいえません。

今後、石炭火力のCO₂排出を天然ガス火力以下にでき、しかも安価であれば、石炭利用を排除する理由はありません。むしろ電力料金の上昇防止に大きく貢献するとなれば、このような新しい石炭火力の出現が大きく期待されることとなります。また、VREの課題は電力料金上昇防止ですが、このVRE再エネによる負荷変動を火力がカバーすることにより、統合コストの上昇を最小化できます。

揚水並みの高速負荷変化能力を持ち、極最低負荷運転が可能な新しい火力が FlexPower です。

現在、石炭火力に対し厳しい声が蔓延していますが、再エネとの共生、電力料金の高騰防止、世界中での電力の安定供給を考えると石炭の再評価は必至です。石炭からのCO₂排出を天然ガス並み、あるいはそれ以下にできる新技術の出現が期待されます。

余剰再エネを利用し、石炭ガス化技術を活用した HyGreen Project は有望な新技術として期待されます。

5. CO₂削減と HyGreen Project

石炭火力の課題はCO₂の削減であり、CO₂問題さえ解決すれば太陽光と石炭火力は最強の組み合わせになります。世界に誇るIGCC技術と燃料電池(SOFC)技術の活用により課題は一気に解決する可能性があります。

5.1 HyGreen Project の特長

HyGreen Project の特長を以下に示します。

(1) 大量の余剰再エネを利用し、水の電気分解でH₂、O₂を製造します。このH₂、O₂を使用し、ボイラ排ガス中のCO₂排出原単位を天然ガス並みかそれ以下にします。

(2) 燃料は石炭のみ（アンモニアなど不要）です。

(3) 既設・新設いずれの石炭火力にも適用可能です。

(4) ボイラの改造必要箇所はガス化炉追設のみです。以下に具体的に示しますと、

- ・バンカやミルはそのまま利用可
- ・石炭を酸素でガス化、この熱で水蒸気から水素を発生させ、水素リッチな合成ガスを製造
- ・この合成ガスを石炭ボイラで燃焼し排ガス中のCO₂原単位を削減、です。

(5) 石炭ガス化複合発電(IGCC)に比べ、ガスタービンやガス精製が不要、ガス化炉も大気圧に近い低圧で設計可能でコストが安い(IGCCの5分の1以下)。

(6) 何時でも石炭専焼が行える。またボイラの所内単独運転やガス化炉のみの運転も可能であり柔軟性大。

(7) 蓄電池の追設よりはるかに安い。

以上のことから、将来、大きなCO₂削減ができるので、日本のみならず発展途上国にも適するAZECによる東南アジア、BRICSへの石炭火力の輸出が可能となり、それらの国の発展に大きく貢献します。

参考文献:

- (1) 火力原子力発電技術協会誌 2024年7月号
- (2) 火力原子力発電技術協会誌 2025年7月号
- (3) 金子祥三氏東京大学生産技術研究所研究顧問 (九州電力 鹿児島市 (2025.2.22) での講演)

ディスカッション グループ A

～気候変動訴訟と未来世代法～

グループ A では前日の基調講演演題である「気候変動訴訟と未来世代法」をテーマとして議論を行いました。メンバーは鈴木会員、穂田会員、端本会員、妹尾会員、安東会員と一原です。

最初に妹尾会員から、50 年先のことを考えたときに、今の生活を続けることへの疑問と不安に対する指摘がありました。日々生じる大量のプラスチックごみも、暮らしていくためには買わざるを得ない構造になっています。車の利用もしばしば必要になります。続けて、このような環境負荷を生み出す仕組みのない社会的基盤（インフラ）が構築される必要があるのではないかという問題提起が行われました。個人で変えることのできる事柄には限界があり、社会を変える必要があるという認識は、メンバーで共有されました。そのうえで、具体例として、自家用車で買い物に行かなくても、コミュニティ内を販売車が周回してくれる仕組みや、フードロスを生み出さないための少量での食品販売、都市機能を集約したスマートシティ構想の実装等が挙げられました。

お父さんがプラント会社に勤めていたという端本会員からは、技術が持つメリットとデメリットを教わったとの述懐がありました。当時、ごみは埋め立て資源としての側面を積極的に評価されていたことから、物の評価が

時代によって変遷することも指摘されました。他方で、社会全体に通底する価値基準が今なお経済中心であるとの指摘もありました。

続けて安東会員から、直近にイングランドを旅した際に、利用者が少ない電車の路線も廃線になっていない状況を見分して、公共インフラを大切にするイングランドの姿勢に示唆を得たとの報告がありました。

以上がグループ A で議論されたことです。



文責 一原雅子（京都支部）

ディスカッション グループ B

気候変動が変えた災害リスク

今春、岡山で発生した山火事は鎮火まで20日を要し、焼失面積486haという大火事になりました。自然発火ではありませんでしたが、その燃え方、広がり方の大きさは、気候変動によって増加・激甚化している災害の一つであろうと考えられます。木口会員発表の岡山山火事を中心に、気候変動が変えた災害リスク、世界各地で森林火災が増加している背景、その対応について話し合いました。

気候変動は森林火災等の発生の一因となっていますが、事前の気象状況を把握することにより、リスクを抑えることは出来ます。警報が出てからでは遅く、雨の降り方、乾燥状況など、注意報の段階で注意喚起することの重要性が強調されました。国レベルでは、今夏から、特別警報と警報の間に、新たに「危険警報」が設定され、災害リスクを最小限に抑えようという動きも出来つつあります。

しかし、実際に今回のような山火事が起きてしまった時の復旧事業はどうあればよいのか、非常に困難な状況が様々あることが、各会員さんから紹介されました。行政が中心になり復旧させようとしても、特に山火事では、土地の所有者が何人にも渡っていて、前に進まないケースが多く見受けられる実態も示され、普段から個人の山の名義把握など、行政、国全体として対応しておく必要があることなどが話し合われました。また、万が一出火しても燃えにくい樹木を植えることは効果がありそうで、一番有効な樹木は「コナラ」であることが検証されたと紹介され、今後の植林の参考になりそうです。

～岡山からの報告～

現在、世界で急増する災害は、気候変動が関係しているという訴訟も起きていますが、その原因は、従来の制度や政治が将来世代に十分に配慮してこなかった点があるとされます。一国で解決できない大きな問題であり、国を超えて取り組まないと解決に向かわないことは自明の理ですが、起きたときには、外国に対しても訴訟が出来るということが話題になり、感心しきりでした。

地球温暖化は、私たちの日常生活にも大きく関係し、夏の暑さは命にかかわるので、出来るだけエアコンを使ってと、国や各自治体からの呼びかけがされるようになりました。一方でエネルギー不足と温室ガスの排出も不安視され、節約など個人レベルで気を付けるだけでは解決できない状況まで来ています。地球温暖化を本気で考えていかないと、森林火災だけでなく集中豪雨・洪水のリスク増加も増え続けるのではないかという意見が各会員から出されました。木口会員から発表時に提言された、個人レベル、地域レベル、国レベル、国際世界レベルでの対応と、様々な角度からの対応について活発な意見交換がなされました。

文責 曾田佳代子（岡山支部）



ディスカッション グループC

～北街道の水産業の課題から～

私たちCグループは、報告者の瀧元智恵さんに、他4人を加えた5人でグループディスカッションを行いました。まず、瀧元さんからの「北海道の水産業の課題」について内容を振り返りながら、さらに議論を深めました。フィンランドの漁師が高収入であり、子どもたちの憧れの職業であるというお話も伺い、日本との違いを考えるきっかけとなりました。

話し合われた主なテーマは大きく三つです。一つ目は、水産業界の人手不足と内部組織の硬直化です。体力的に厳しい労働であるにも関わらず収入が低いことが若者離れの理由の一つであり、また新規参入したい人が容易に入れない仕組みも問題だという意見が出ました。この内部組織の改善は、水産業に携わる人たちが自身が主体となって進めていく必要があります。

二つ目は、魚介類の単価上昇と市民の魚離れについてです。価格が上がっていることが消費低下につながっているのではないかと、さらに小骨があることから家庭での調理や子どもの食育の場面で敬遠されることも多いのではないかと指摘されました。子どもたちの中には、魚の原型を知らず「切り身が泳いでいる」と思っている例もあると聞き、驚きの声が上がりました。

三つ目は、気候変動の影響です。海水温の変

化によって獲れる魚種が変わりつつあり、持続可能な漁業のためにも環境問題への対応が急務だと確認しました。

こうした課題を踏まえ、私たち大学女性協会としてできることは何かを話し合いました。特に魚の消費促進に向けて、和食文化の推進や魚の栄養を学ぶ食育、魚を捌く講習会の実施など、市民に寄り添った取り組みが重要だという意見が多く出ました。また、気候変動問題については、個々の生活の中でできる取り組みを継続していくことが大切であるとまとめられました。

本グループワークを通し、私たちの身近な「食」と深く関わる水産業に理解を深める貴重な機会となりました。

文責 山下いづみ（静岡支部）



ディスカッション グループ D

再生可能エネルギー

グループ D は、「再生可能エネルギー」をテーマとして、長崎支部が発表された「課題を克服して明るい未来を」と東京支部の「てんぷら油で飛行機を飛ばそう！」の報告に基づき、10名で話し合いをしました。

最初に、太陽光発電が話題になりました。長崎支部の報告では、環境への負荷やCO₂排出の視点からは太陽光発電は優れているとされましたが、耕作放棄地や農地の転換など広域設置に伴う環境破壊の問題（北海道他）が出たり、太陽光パネルの製造資材の供給（中国からの輸入・国産化の遅れなど）や老朽化に伴う廃棄物の問題、技術面での限界、コスト面など解決すべき課題を抱えています。電力の供給の面でも変動のない安定的供給の保証や供給を支えるための買電（海外から）についても世界情勢の変動に伴う安全保障の課題を抱えます。また、再生エネルギーの生産は自然条件に左右されることが多く、いろいろな方法を組み合わせることが必要で、現行の発電方法との併用は避けられません。

東京都は太陽光発電を推進するために個人の新築建物への設置義務や補助金の支給などを実施しています。規模の小さいもので行う分には、結構うまくいくと思われませんが、大規模な業務用発電と家庭用発電とでは、同列に議論はできません。

大規模に実施する場合には、樹木の伐採や土壌の変換などで環境破壊の問題が必ず出てきます。また、長期に維持管理する場合、耐用年数は永久ではないので、設備を更新する時に廃棄物をどうするかということも大きな問題に

なってきます。しかし、手をこまねいていて何もしないわけにはいきません。

太陽光パネルの下の土地の有効利用はほとんどなされていませんが、下の土地を有効に利用している例が紹介されました。パネルの下では適当に日陰ができるので、ブドウを作ったり、牛を飼ったりして、売電と農畜産物の収穫とで補完しながら収益を上げている農家の話です。こうすれば土地が枯れることもありません。

太陽光パネルによる再生エネルギーの生産は少なからず問題があり、将来これらの問題が浮き彫りになるかもしれません。何が正しいかということは、時代や状況によって変化します。今は正しいと言われても、何年後にはあれはちょっと間違っていましたということは多々あります。その際には、柔軟に修正して問題を解決していく姿勢で進めるしかないと思われま

す。

家庭系廃食用油の再生利用に関しては、①アンケートを切っ掛けに、知り、考えることができた、②廃棄油のリサイクルが大切だと思った、③住民一人一人の関心度を上げることや行政へ相談したり意見を伝えたりの行動が大切、などの意見がアンケートの中で出され、積極的に考え行動することへの後押しができたように思われます。また、家庭系廃食油を単にスポット的に回収するのではなくて、資源ごみとして毎週何曜日に集める等のシステムを作るように自治体に働き掛けようという提案も出ました。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

文責 遠藤 理枝（東京支部）

ディスカッション Zoom グループ 1

～温暖化による生き物への影響

本グループは、セミナー一日目の課題「生物多様性への影響」のもと、長谷和子氏の発表「種の絶滅危機は何を意味するか？」の報告を受けてグループで討議したものです。

まず Zoom ということで、うまく接続ができないという問題があり、開始までにしばらく時間を要してしまったという事態がありました。

当グループは6人の参加者でしたが、限られた時間のため、全員の意見を聴取するというところまではできなかったのが残念でした。それでも何人かの方々からご意見をいただき、適宜講師の長谷さんからお答えをいただき、興味深いディスカッションができました。

ここではその中から代表的なものを取り上げます。

まず、長谷さんへの質問として、生態系を支えるキーストーン種としてカエルが取り上げられていたが、その理由は何か？というものでした。長谷さんのお答えは、「カエルは両生類であり、水陸を結ぶものである。よって様々な動物とつながる。カエルを守るということは、つまり他の種も守られるということにつながる」というご説明でした。

また、「害虫や雑草は駆除しなくてはならないが薬品や農薬を使うことはどう考えるべきか」という質問に対しては、「安全性の問題を考えて、目的に合わせて選ぶことが大切である」というお答えをいただきました。

さらに長谷さんから特定外来種に指定され

ているウシガエルの話があり、こうして持ち込まれた外来種は、その地域にもともといる生物を脅かすことになるので、外来種は法律を厳しくしてもともといる生物を大切にすることが大事であるとのことをご意見をいただきました。

また、岩村元会長から、JAUW の国際奨学金へのアフリカからの応募者には、ため池などに繁殖するホテイアオイなど生態系を破壊する外来植物の研究への参画を希望した人がいたという話が紹介されました。それに関連して、侵略性の強い植物は、根付いてしまうと根絶は難しい、定着する前に駆除が大切であると強調されていました。また、外国からのカブトムシの輸入を例に、日本は輸入規制が緩いという点も指摘されていました。もっと規制を強くすることの必要性がフロアからも上がりました。

また、別の見方をすると、地球温暖化の中で、高温に耐える種が勢いを増していることも事実であるという指摘もありました。

このグループは生物多様性の話ではありましたが、「外来種」、「温暖化」という視点からの討議とも言えました。

最後に長谷先生のご発表の中の「30 by 30」というスローガンをもう一度振り返り、「2030年までに陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保全すること」ということを心に刻んだところで時間となりました。

文責 大井 恭子（東京支部）

ディスカッション Zoom グループ 2

～コメの話題を中心に～

前日のコメと水産業の報告から、食料の問題は気候変動による変化も受けながら、「生産の持続可能性」ではより差し迫った問題を抱えていることが報告されました。収益性の低さを背景とした後継者不在や人手不足、制度やルールの変化といったことです。気候変動や環境への影響と並行して、普段から次の手を考えなければいけないということです。

私たちがどう行動できるかという点で、前日の二つの報告からは「地産地消」というキーワードが導かれました。これに対して「お米は高いし、北海道の魚はお店には売っていない」「棚田や中山間地の水不足の対処にコストをかけるなら、食味が違っても“おかぼ”で米を作ればいい」「流通自由化も価格高騰のきっかけだと思う、温暖化に逃げてはいけない」と言った意見が挙がり、この問いかけがディスカッションの口火となりました。

“おかぼ”は元々水を引けない土地で米を生産する栽培法で、豊かな水資源に恵まれて稲作を行う新潟県ではなじみがないものでしたが、今は別の視点で注目されています。

かんでんちよくほ
「乾田直播」は乾いた田んぼに直接種もみを播き芽が出てから水を入れる栽培方法で、田に水を入れない節水型（おかぼ）の試験も進んでいます。前日の報告ではスマート農業の一つとしてごく簡単に挙がりましたが、この栽培方法の成功は新しい農業資材（バイオスティミュラント）の活用効果が大きいことを説明しました。また、水張りの期間を短縮した水稻栽培はメタンガスの削減にも貢献し

ています。（Jクレジットでカーボン・オフセット活用も有り）。直播のコメ作りは20年研究しているが難しいと大規模農家さんがテレビドキュメンタリーでお話していたエピソードも交え、素人目には簡単な方法に思えても、その実は専門家たちの多くのチャレンジに基づいていることも話題に挙がりました。

スマート農業とはロボットやICTといった先端技術を活用し、生産性向上、省力化、高品質化を目指す新たな農業のことです。スマート農業は小規模農家では活用は難しいのではと懸念の声も挙がりましたが、例えばドローンの活用では操作を専門に行う「ドローン屋さん」も存在するなど、分業や他産業との協力も可能です。

このディスカッションからは、様々な分野から食料問題の解決への参画や取り組みがあり、農業の下支えとして技術研究開発の存在への理解も「私たちができること」の一つに認識できました。「コメ離れが懸念されるが日本人の食事としてコメを食べ続けることをどう考えるか教師として伝えたい」という意見は誰でも共感できるものでした。「美味しいものを求めすぎることが負荷の高い生産に繋がる」と自戒めいた意見の一方、持続可能な生産には収益性ややりがいの視点も必要です。コメの品切れと価格高騰は暮らしに負の影響ももたりましたが、最近は高校生も関心を持っているという話題からは良い未来に繋がることを期待したいと思います。

文責 大淵 智絵（新潟支部）

グループディスカッション全体まとめ

大学女性協会では、一つのテーマに2年を単位に取り組み、一年目は公開シンポジウムで様々な分野の講師からテーマに関する知見共有・問題提起をしていただき、二年目は全国セミナーで、課題に対して参加者自らが対応できる力をつける研修となるよう企画しています。2025年度の全国セミナーは、6つの支部からの課題報告によりセミナーとしての基盤が築かれ、さらにグループディスカッションで本セミナーの目標達成に迫る成果を得ることができました。

当のグループディスカッションは、セミナー2日目のプログラム最後に設定され、全グループによる纏め発表を含めて70分の時間配分が短すぎたとの声もあるほど活発に展開されました。その結果を、6つのグループ（A、B、C、D、Zoom1、Zoom2）による前掲のディスカッションまとめを基データとし、テーマ「ウェルビーイングと環境」、わけても「地球温暖化による気候変動下における私たちの暮らし」への対応の観点から、岡山支部の木口京子会員の報告「気候変動が変えた災害リスク」で提示された枠組みに沿い「問題提起」と「適応（Adaptation）」、「緩和（Mitigation）」のいずれかに該当する項目を取り出し、それらを個人レベル・地域レベル・国レベル・国際世界レベルで分類すると、次のようなことが列挙されました。レベルが重複するものもあります。

<個人レベル>

- ・私たちが「美味しいもの」を求めすぎることが自然や環境に対して負荷の高い生産に繋がる。
- ・何を良しとするか、物・事に対する評価は時代によって変遷することを受け入れ、自分の価値観を切り替えて柔軟な対応が必要。
- ・気候変動に対しては、個々の生活の中でできる取り組みを継続していくことが大切。
- ・住民一人一人の関心度を上げることや、行政へ意見を伝えたりの行動が大切。
- ・積極的に考え行動すること。
- ・農業の下支えとして技術研究開発の存在を理解することも「私たちにできること」の一つ。

<地域レベル>

- ・自家用車で買い物に行かなくてもコミュニティ内を販売車が周回する仕組みや、フードロスを生み出さない少量販売を可能にする仕組み、また都市機能を集約したスマートシティ構想の実装など、環境負荷を生み出さない社会的基盤（インフラ）が構築される必要がある。
- ・山火事の延焼を防ぐには、燃えにくい樹木の植林（コナラなど）。
- ・起きてしまった災害に対しては、注意報の段階で注意喚起することの重要性を強調。

- ・例えば魚の消費促進に向けて、和食文化の推奨や魚の栄養を学ぶ食育、魚を捌く講習会の実施など、市民に寄り添った取り組みが重要。
- ・住民一人一人の関心度を上げることや、行政への意見を伝えたりの行動が大切。
- ・家庭医系廃食油をスポットで回収するのではなく、資源ごみとして毎週集める仕組みを作るように自治体に要請する。

<国レベル>

- ・環境負荷を生み出す仕組みのない社会的基盤（インフラ）が構築される必要がある。
- ・普段から、山地の所有者の故人の名義把握など、行政・国全体として対応をしておく必要がある。＝社会基盤の見直し
- ・山火事の延焼を防ぐには、燃えにくい樹木の植林（コナラなど）。
- ・従来の制度や政治が将来世代に十分に配慮してこなかったことを認識し、対応する必要。
- ・自然環境保全により生物多様性を保持するために、もっと規制を強くすることの必要性。
- ・「30 by 30」というスローガンをもう一度振り返り、「2030年までに陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保全すること」

<国際・世界レベル>

- ・一国で解決できない大きな問題であり、国を超えて取り組まないと解決に向かわない。
- ・従来の制度や政治が将来世代に十分に配慮してこなかったことを認識し、対応する必要。
- ・生物多様性を保持することと並び、温室効果ガスの排出を抑えるために、規制を厳しくする。
- ・「30 by 30」のスローガン（2030年までに陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保全すること）のように、世界に届く効果的なスローガンを工夫し取り組む。

主食のコメや、水産物などの「食料」については、現在身近に起こっている問題は、気候変動をはじめとする環境に由来するとは限らず、その地域および日本全体の慣習・因習に基づく文化や社会構造に因ることもあることが見えてきたようです。いずれにしろ、その社会的基盤（インフラ）の改良は意味がある筈です。そして、個人レベルで対応できること、すべきことが明確になったと共に、地球温暖化による気候変動は、国境のない共通課題であるとの認識を共有し、改善に向けた国家間の協力体制が必須で、近時増えている国家・地域間の争いごとや戦争などを行っている段ではないことが示されました。一刻も猶予は許されないとされます。

以上

事後アンケート結果報告

A. 概要

全国セミナー

日時：2025年10月18日（土）13:00～17:00、10月19日（日）9:20～12:00

形態：対面参加とZoomによるオンラインの併用

B. 参加者

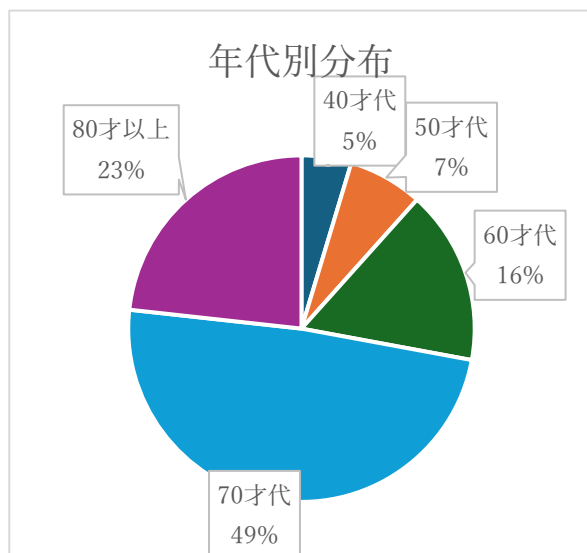
参加者数：対面参加者 55名 オンライン参加者 31名 合計 86名

アンケート回答者数：43名

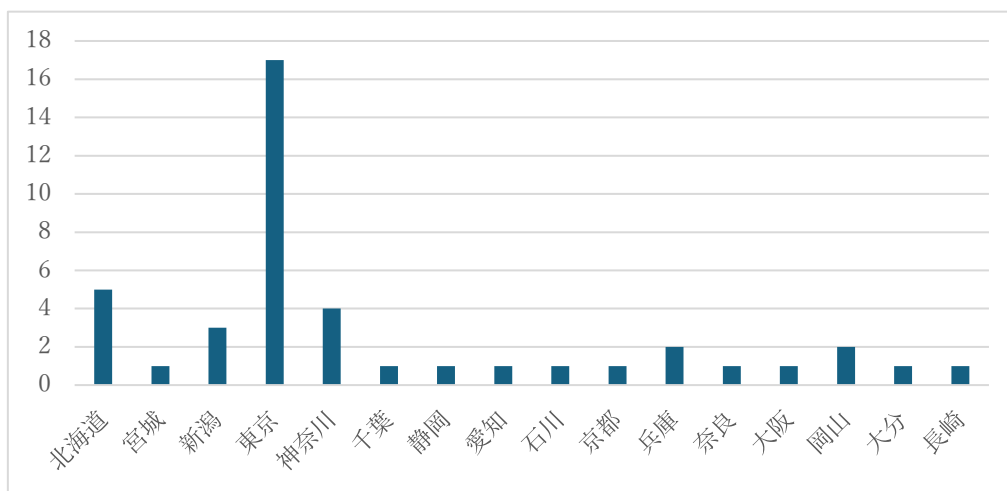
アンケート回答率：50.0%

以下に、質問項目ごとに結果をグラフ化し報告する。

◆回答者の年代

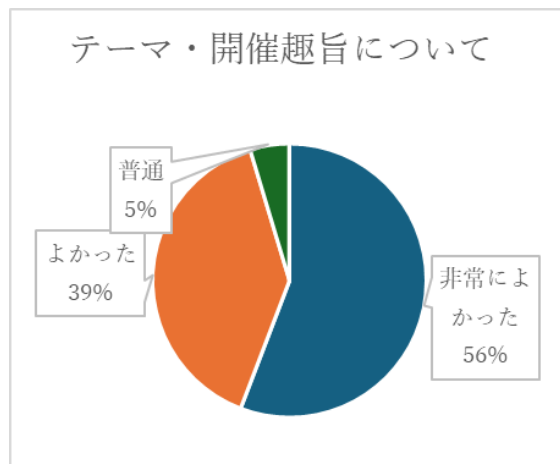


◆回答者の居住地



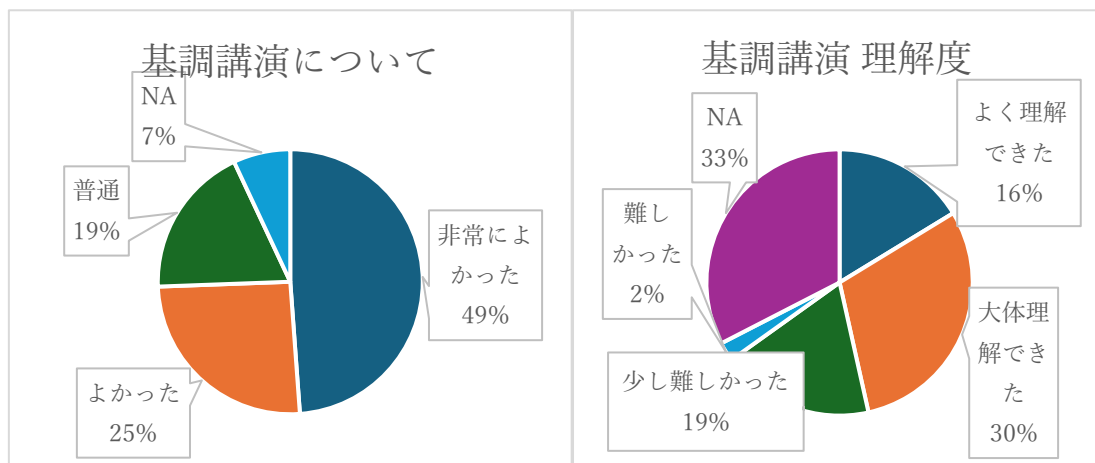
C. 内容の評価

(1) テーマ・開催趣旨



テーマ・開催趣旨については、「非常に良かった・良かった」の回答が95%と高評価であった。

(2) 基調講演



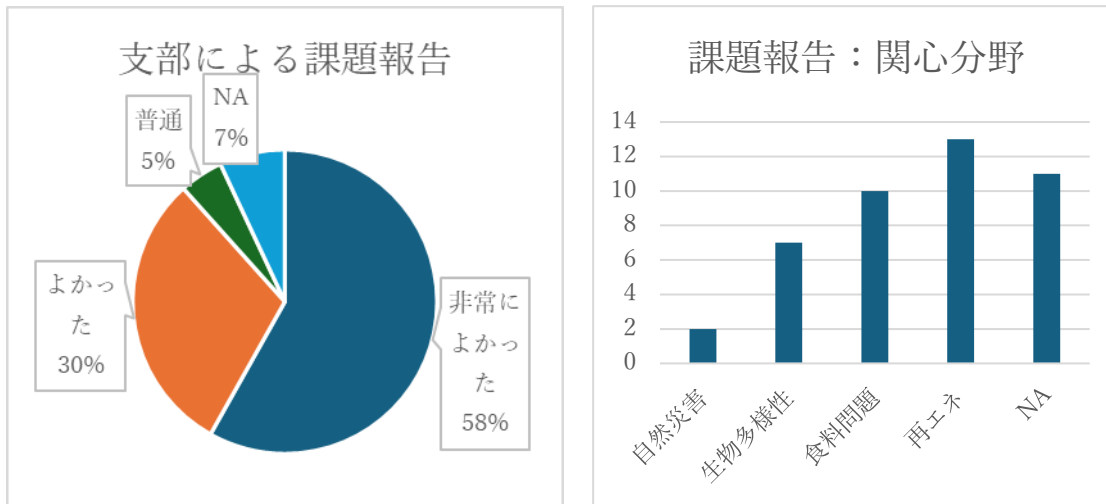
基調講演については、回答者の4分の3が「非常に良かった・良かった」を選択。内容の理解において「少し難しかった」19%、「難しかった」2%が観られることから、分かりやすさへの工夫の必要が確認された。

◆基調講演について感想や意見（自由記述抜粋）

- ・ とても刺激になりました。日頃感じている問題点について研究され発表していただき感謝の思いです。これらの問題点に目をそらさず、自分のできる範囲で取り組みたいと思います。
- ・ 気候変動訴訟と、若い方々の活力を知ることができ、社会をチェンジする重要な動きだと思いました。
- ・ 時間配分に問題があり残念。質問は良かった。

- ・ 裁判の例、人権との関係など、知らない事が多く大変勉強になりました。若い方にももっと聞いてほしかった。年齢のせいか、お話が早く、聞き取りにくい箇所が時々あった。
- ・ Zoom で拝聴いたしました。聞き取りにくい箇所があり、また話されるテンポが私には少し速く、理解に時間が必要でした。未来に向けて示唆に富んだお話で今後ともしっかりと学ぼうと思いました。

(3) 支部による課題報告

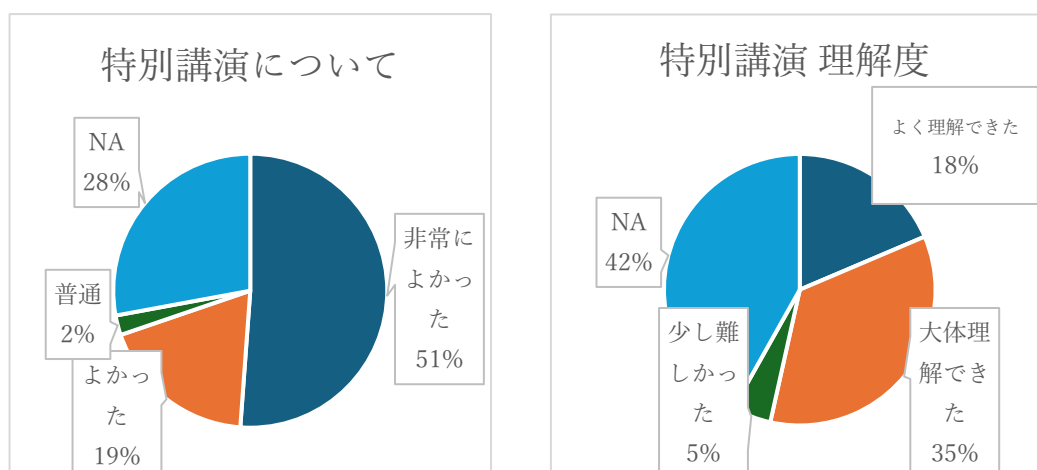


支部による課題報告は、総じて非常に好評だったことが分かります。分野としては、どこの誰にとっても身近な問題と感じられる再生可能エネルギーと食料問題に関心が寄せられました。

◆支部による課題報告についての感想や意見（自由記述抜粋）

- ・ どのテーマも、大変に重要で、気候変動が私たちの生活に与えている影響が大きいことも実感しました。もっと勉強したいです。
- ・ とても考えて組まれていて（支部の配分もテーマの多様性も）、充実した学びを得ることが出来ました。こういった取り組みを来年度も続けてほしいと思いました。
- ・ 皆さまの調査力、研究、纏めの質の高さに感心しました。かけられた時間、情熱の大きさにも関心いたしました。
- ・ 身近な問題ばかりでしたが、どれも重要です。環境、生活を考えると、女性の方が実感があり問題意識が高いとおもいます。その解決には女性が大きな役割を果たすと考えますが、男女間にギャップがあり、解決の阻害因子の1つと考えます。女性の政治参加が喫緊の課題ですね。
- ・ 生物多様性が具体的で面白かったです。
- ・ 各支部の地域に根差した生活者の観点からの報告に興味をひかれた。内容の濃い発表だったので、もう少し時間のゆとりを持ってやっていただきたいかったです。
- ・ どの課題も身近に感じられ、興味深く聴くことができました。それぞれ、しっかりとそれらの問題に向き合って勉強され、調査研究されていたことがよく分かります。その地域の課題ではありますが、どの問題ももっと広く考えるべき問題であり、それぞれが自分の問題として受け止め、行動に繋がることを期待しています。久しぶりの支部報告で充実したセミナーになりました。

(4) 特別講演

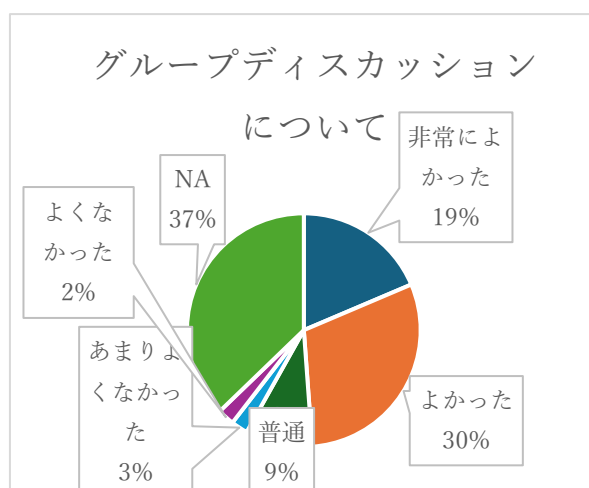


特別講演は、基調講演とテーマも発表の様子も異なり、二つの講演はそれぞれ特徴を持っていたが、全体評価と理解度のアンケート結果では、近似のパターンを示し、どちらも「非常に良かった」と「良かった」で約4分の3、一方理解度ではどちらも約半分ということであった。講演の内容についての理解に対して、参加者たちの真摯で厳しい姿勢が窺えた。

◆特別講演についての感想や意見（自由記述抜粋）

- ・ 講師のお力によるどころもとても大きいかと思いますが、やはり 1 日目の学びがあったからこそ、スーッと入ってきました。
- ・ テンポよく話されて一つ、一つが興味深いものでした。但し、自身の知識の乏しさが残念でした。これをきっかけに学び直したいとおもいます。
- ・ 理想的な講演でした。人間性があふれており、人物がウェルビーイングのようでした。
- ・ 自分のこれまでの人生の中で、このような社会の動きについての情報を得る機会と視点がなかったのに気づき、遅まきながら、情報収集に努めようと思う。よい気づきになったことに感謝。
- ・ 女性科学者や研究者の存在や業績が無視されることが環境関係でもあったことを初めて知りました。エコフェミニズムの重要性は今さらに増していると思いますし、受け入れる社会に変えていかなければいけないと思っています。若い世代のお力もかりて基本概念として普及させなければ、と思いました。詳しいお話をさらに伺いたいと思います。
- ・ 期待通りの素晴らしい講演でした。このご講演によって私たちが身近な環境問題に置くべき視点が定められたように思います。この視点に立って今回の「ウェルビーイングと環境」を再考してみたいと思いました。短時間でしっかり要点をお話しいただいて改めて敬意を表します。蛇足ではありますが、エレン・スワローが大学女性卒業生協会（ACA）の創始者で初代会長（1881年）であったことも付記しておきます。
- ・ 「エコフェミニズム」だけをもっと大きくわかりやすく教えて頂きたかったです。どこの点に若い人たちが気に入ったのか、知りたいです。

(5) グループディスカッションについて



このアンケートの回答だけで見ると、「非常に良かった」と「良かった」で約 50%という結果だが、アンケートは 1 日目のみ参加の回答者も 40% 近く含まれることから、ディスカッションに実際参加した人の中では、運営上の反省点もありながら（下記参照）80%が高評価をしていると解釈される。

◆グループディスカッションについての感想や意見（自由記述抜粋）

- ・ 短時間であったが、有意義なディスカッションであった。
- ・ 1 日目の学びがあつてこそ、それを自身の生活での実践に落とすためのディスカッションが出来ました。
- ・ 場所の設営が手間取ったのが難点。しかし、まじかで意見が交わってよかった。Zoom の音が大きいのも難点。
- ・ 皆さんからどんどん意見がでて有意義でした。

(6) 全国セミナー全体についての感想や意見（自由記述抜粋）

- ・ テーマに沿ったいろいろな角度からの講演や発表があり、全体として、とても充実したセミナーであったと思います。各支部からの発表がたっぷりあり、支部活性化の一助ともなったと思います。支部の活動があつての JAUW であることがよくわかるセミナーであったと思います。
- ・ 会場参加と ZOOM の両方で参加できるようになって助かった。地方からの参加は特にありがたい。この統一テーマについて、各支部で取り組むことを続けたらいいと思う。

(7) 今後取り上げたいテーマ

- ・ ウェルビーイングを続けて掘り下げる。
- ・ ジェンダー平等（意思決定の場へ女性の進出を促進するには）
- ・ 食糧、エネルギー問題、AI、共生社会
- ・ エコフェミニズム

以上

全国セミナーを終えて～企画委員会からの「提言」

2025 年度全国セミナー企画委員長 鈴木 千鶴子

「ウェルビーイングと環境」、昨年度の公開シンポジウムから大学女性協会が取り組んできた壮大なテーマ。“ウェルビーイング”と“環境”、どちらをとっても大きすぎる概念で、どこからどう取り組むべきか戸惑う、との声がシンポジウム参加者だけでなく多くの企画委員からも聞かれました。そこで今年度、企画委員会では、サブタイトル「～くらしの視点から～」にその問題の解決を託して、臨みました。

具体的には、環境、とりわけ前年のシンポジウムで広く深刻な問題であるとの認識を共有できた「地球温暖化（気候変動）」が、私たちの生活に密接に関係していると思われる4つの領域：自然災害・生物多様性・食糧問題・再生可能エネルギーを取り上げ、それらに関して、身の回りの日々の生活の中で受けている影響や問題について、支部単位での報告・発表を呼びかけました。北は札幌支部から南は長崎支部まで、仙台支部、新潟支部、東京支部と岡山支部、合わせて6支部がそれぞれの領域の課題について、調査と研究そして議論と考察に基づき、各支部ならではの独自性を発揮し、且つ全支部・全会員さらに全世界にも通じる普遍的な事実と問題を発表し、問題解決のヒントを提示しました。

支部による課題発表を受けて、グループディスカッションで予想を上回る活発な議論が展開されました。その際、示唆に富んだ二つの講演「気候変動訴訟と未来世代法」と「エコフェミニズム」が参照枠として果たした役割は計り知れません。この二つが提起する「未来世代（ユース）とジェンダーの視点」は、「ウェルビーイングと環境」という大きなテーマに取り組む際、有効な軸となり得ることが示されたと言えます。壮大なテーマにアプローチする時、「宇宙」に準える意味はありそうです。宇宙の“宇”は‘空間的な広がり’で、“宙”は‘時間的な広がり’ということですから、昨年度のシンポジウムでは多様な場面の状況を共時的（水平）に概観し、今年度のセミナーでは私たちの視野と展望軸を縦に置き替え通時的に未来を見据え、且つ半世紀前女性がより良い社会を希求した時からの物の見方を体現できたことは幸いでした。

その二年にわたる企画行事を通して、会員の皆さんの中で共有できたと思われる本テーマに関する今後の課題を「提言」として纏め、講師の皆さまをはじめ関係各位の大層なご協力へのお礼に代えさせていただきます。

1. 一人ひとりの言動が環境に与える影響を理解し、日々その改善に努める。
2. 環境の改善に向けて地域社会で取り組むべき事項を、周囲の人々ならびに行政などの組織へ提案する。
3. 国が取り組むべき事項を明らかにし、可能な手段を通して提案する。
4. 上記1. 2. 3. を連携させるとともに、国際社会へ声を届け協力を努める。

一般社団法人大学女性協会 2025 年度全国セミナー担当委員

総括 会長 長谷川瑞穂
企画委員長 副会長 鈴木千鶴子
実行委員長 副会長 秋光 正子

企画委員会

穂田 信子 秋光 正子 遠藤 理枝 大井 恭子
岡本 美和 片岡 雅子 今野美智子 中山 正子

実行委員会

安東 桂子 伊勢真理子 太田 恵子 木口 京子 菊地 康子 嶋田美恵子
白岩 葉子 鈴木 公江 武内 善以 建部 静代 中山 律子 縄田真紀子
端本 和子 藤谷 文子 牧島悠美子 松崎 和子 宮下摩維子 宮原千佳子
森川 淳子 鷺崎 千春 渡部由紀子 企画委員 7名
IT 関係アドバイザー 菅原 洋子

報告書作成

企画委員会

本部事務職員

坂本 和子

一般社団法人大学女性協会 2025 年度全国セミナー

ウェルビーイングと環境～くらしの視点から～

| | |
|-----|--|
| 発行 | 2026年3月1日 |
| 発行者 | 一般社団法人 大学女性協会 〒160-0017 東京都新宿区左門町 11-6 パトリシア信濃町テラス 101 TEL : 03-3358-2882 URL : https://www.jauw.org |
| 印刷 | ラクスル株式会社 〒106-0041 東京都港区麻布台 1-3-1 麻布台ヒルズ 森 JP タワー19F URL : https://raksul.com |

